

## 第30回日弁連夏期消費者セミナー

# 集团的消費者被害回復の 到達点と今後の展望

～消費者団体訴訟の活用を目指して～

—報告書—

日時：2019年7月6日（土）午後1時～午後5時30分

場所：弁護士会館17階1701会議室

主催：日本弁護士連合会

※本報告書は、セミナーにおける報告者及び各パネリストの発言内容をまとめたものであり、当連合会の公式な見解ではありません。

## 第30回日弁連夏期消費者セミナー

### 集团的消費者被害回復の到達と今後の展望～消費者団体訴訟の活用を目指して～

#### <プログラム>

<b>I 開会挨拶</b>	1 頁
小池 達哉（弁護士・日本弁護士連合会副会長）	
<b>II 趣旨説明</b>	2 頁
佐藤 由麻（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長）	
<b>III 基調講演 1 特例法裁判制度の機能と限界</b>	4 頁
三木 浩一 氏（慶應義塾大学大学院法務研究科教授・弁護士）	
<b>IV 基調講演 2 消費者集団被害事件と弁護士の取り組み</b>	16 頁
大迫 恵美子（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員）	
<b>V 基調講演 3 「消費者裁判手続特例法」の最新運用状況と今後のさらなる活用に向けて</b>	26 頁
大高 友一（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事）	
<b>VI パネルディスカッション</b>	37 頁
【パネリスト】	
三木 浩一 氏（慶應義塾大学大学院法務研究科教授・弁護士）	
大迫 恵美子（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員）	
大高 友一（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事）	
石田 幸枝 氏（全国消費生活相談員協会理事）	
【コーディネーター】	
伊藤 陽児（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事）	
<b>VII 閉会挨拶・まとめ</b>	64 頁
黒木 和彰（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長）	

◆ **司会 洞澤美佳（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員）**

**加藤拓也（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員）**

司会（洞澤） それでは、定刻になりました。これより日本弁護士連合会主催によります「2019年度、第30回日弁連夏期消費者セミナー、集团的消費者被害回復の到達点と今後の展望～消費者団体訴訟の活用を目指して～」を開催いたします。

本日はお足元の悪い中、またお忙しい中、本セミナーにお越しいただきまして、誠に、どうもありがとうございます。本日の司会進行は、日弁連消費者問題対策委員会ニュース出版部会の洞澤と加藤の2人で務めさせていただきます。本日は長い時間となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

**I 開会挨拶**

司会（洞澤） それでは、開会に先立ちまして、日弁連副会長の小池達哉より、開会のご挨拶を申し上げます。

◆ **小池達哉（弁護士・日本弁護士連合会副会長）**

I 開会挨拶

小池 皆さん、こんにちは。

一同 こんにちは。

小池 ご苦労さまでございます。本日は、お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。副会長の小池達哉と申します。主催者を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。

毎年1回、この時期に開催させていただいております、日弁連夏期消費者セミナーも、記念すべき30回目の開催となりました。かつては、毎年、京都で行われておりました本セミナーでございますが、近年は東京と地方で交互に開催しておりまして、昨年は仙台での開催でございました。

また昨年からは、テレビ会議システムを利用し、全国から本セミナーにご出席いただけるようになりまして、本日も11地点の弁護士会と接続させていただいております。

さて、毎年、時期に則したテーマを取り上げてまいりました本セミナーでございますが、今回は、先ほど申し上げましたように、30回目という記念すべき開催となり、また、消費者庁消費者委員会創設から10周年という節目の年でございますことから、「集团的消費者被害回復の到達点と今後の展望～消費者団体訴訟の活用を目指して～」と題して、大きな

テーマで開催することになりました。これまでの集団訴訟の歴史や、消費者団体訴訟の活動状況、今後の課題、展望などについて、理解を深める機会としていただければ幸いです。

基調講演では、消費者団体訴訟の創設に関与されました、慶應義塾大学大学院法務研究科の三木浩一教授。これまで多くの集団訴訟に携わってこられた、日弁連消費者委員会委員の大迫恵美子弁護士、同委員会幹事の太高友一弁護士からお話をちょうだいいたします。その後、パネルディスカッションでは、同委員会幹事の伊藤陽児弁護士をコーディネーターとして、パネリストには、基調講演をいただく皆様に加えて、全国消費生活相談員協会理事の石田幸枝様をお迎えし、消費者相談の現場における生の声をお届けいたします。消費者被害回復に関わるそれぞれのお立場からお話をいただき、その現状や今後の展望について、議論を深められればと存じます。

本セミナーが、集団的消費者被害回復に関する造詣をより深めていただく格好の機会となりますよう、ご祈念申し上げますとともに、基調講演およびパネリストをお引き受けいただきました皆様に厚く感謝申し上げます。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

加藤 ありがとうございます。

## II 趣旨説明・配付資料

### 1 本セミナーの趣旨説明

司会（加藤） 続きまして、日弁連消費者問題対策委員会副委員長の佐藤由麻より、本日のセミナーの趣旨説明を申し上げます。

#### ◆ 佐藤由麻（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長）

佐藤 皆さん、こんにちは。日弁連消費者問題対策委員会副委員長で、この夏期セミナーの企画運営を担当しております、ニュース出版部会、部会長の佐藤由麻と申します。

本日は、貴重なお休みの日にたくさんの方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。この夏期セミナーは、今年で30回目という記念すべき節目の年を迎えました。日弁連の消費者委員会は、通常18の部会に分かれて、各分野が専門分野を持って日々取り組んでいるところです。この夏期セミナーでは、通常それぞれの部会が担当分野を持っていない隙間の事案や、新しく問題になってきたことなどをテーマとして取り上げて、日常業務から少し離れて、夏休みの時期にじっくりみんなで勉強しようということで、毎年テーマを設定しております。

例えば去年は、仮想通貨の問題や、その前は旅行の問題、その前は美容医療の問題など、そのようなテーマを取り上げてきました。

そのようなところからすると、今回は「集団的消費者被害回復の到達点と今後の展望」ということで、少し大きいテーマといたしますか、高いところからのテーマを設定させていただきました。消費者裁判手続特例法が平成 28 年に施行されて、今年で 3 年目になります。この訴訟手続きは、正直、まだまだ周知されている、世間一般に広まっているとはなかなか言い難い状況かと、正直、思います。ただ、これを今後、どのように活用していったらいいのか。活用の可能性がたくさんあるのではないかとということで、このテーマを選ばせていただきました。

今日は、まず初めに、この特例法の立法過程の議論に深く関わられた三木先生から、その立法の経緯、趣旨、それから集団被害回復訴訟の中身について、じっくりお話をいただき、勉強したいと思います。

この手続きから制定されるまでの間、これまでも集団的な消費者被害は繰り返し起こってきました。そのような消費者被害に対して、これまで消費者問題に取り組む弁護士、相談員、私たちはどのように取り組んできたのか。これまでの歴史的な従来の弁護団方式による闘い、その成果の歴史を大迫先生からお話いただき、改めて振り返るとともに、その成果を確認したいと思います。

その上で、従来の弁護団方式による闘い方、それから新しくできた被害回復訴訟をどのように、では、今後活用していったらいいのか。現在の活用状況、それから、現在残されている課題、今後の展望についてお話をいただいた上で、パネルディスカッションには相談員の石田さんにも加わっていただきまして、今後の活用のしかたについて、さらに議論を深めていきたいと思います。

この特例法に基づく手続きは、現在、利用できるのが特定適格消費者団体、日本では三つしかまだ認定されていない団体ということで、もしかすると、消費者問題に関わる者の間でも、自分にとっては少し縁遠いものではないかと感じておられる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、これまで消費者問題に取り組んで闘ってきた成果として、ようやくこの手続きができた。その成果の一つということで、これを今後どのように活用していくのか、どのように広げていくのか、それも今後の私たちの活動にかかっているのではないかと思います。

今日のセミナーは、そのような今後の可能性、それから私たちの今後の取り組みのヒント、あるいは指針になるような内容になるのではないかと考えています。長時間になりますが、どうぞ最後までお付き合いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

洞澤 ありがとうございました。

## 2 配布資料の確認等

洞澤 それでは、引き続きまして、本日の日程および配布資料の確認をさせていただきます。

まず、配布資料につきましては、お手元にお配りしておりますブルーの表紙の 1 冊の冊

子にまとまっております。内容につきましては、見開きの資料目次で後ほどご確認いただければと思います。

また、お手元にアンケート用紙をお配りしております。こちらは、来年以降の企画の参考になるものでもございますので、ぜひ終わりますときに、ご提出をお願いできればと思います。

また、登壇者への質問方法ですが、受付において専用の質問用紙を配布いたしております。質問をいただく場合には、まず受付の方にお声掛けください。用紙をお渡ししたいと思います。こちらの質問用紙は、後ほど休憩時間を設けますが、このときに回収させていただきます。また、後半のパネルディスカッションの間も、若干時間に限りがあるかとは思いますが、回収していきたいと思っておりますので、係員がお近くにまいましたら、質問用紙を投入していただければと思います。こちらは、パネルディスカッションの方で、各登壇者に質問として内容に組み込んだ形で、反映をしていく形に多分なるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それから質問については、必ずしもすべてお答えできる形にはならないかもしれませんが、そのあたりは時間の都合もございますので、どうぞあらかじめご了承ください。

加藤 ところで、本セミナーでは、慣例上、特定の肩書を除き、出席者の敬称はすべて「さん」付けで呼ばせていただいております。主催者側から出席者を「さん」付けでお呼びすることは若干の抵抗がありますが、どうかご了承ください。

本日の日程でございますが、お手元の進行次第のとおりでございます。先ほど小池副会長からもご説明がございましたが、まず基調講演として、三木浩一さん、大迫恵美子さん、大高友一さんから、それぞれお話をいただきます。

その後、休憩を挟みまして、伊藤陽児さんのコーディネートにより、基調講演をいただいた3名の方々に加えて、石田幸枝さんをパネリストとしてお迎えし、パネルディスカッションを行いたいと考えております。

### Ⅲ 基調講演 1 特例法裁判制度の機能と限界

司会（洞澤） それでは、早速、内容の方に入らせていただきたいと思います。

これより、まず一つ目として、慶應義塾大学大学院法務研究科教授でおられます、三木浩一さんから「特例法裁判制度の機能と限界」と題しまして、基調講演をいただきます。三木さんの詳細なプロフィールにつきましては、資料の表紙を開いていただいた1枚目をご覧ください。それでは、三木さん、どうぞよろしくお願いたします。

#### ◆ 三木浩一氏（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

## 1 はじめに

ただ今ご紹介いただきました、慶應義塾大学の三木でございます。

本日は、資料集の1 / 34 から始まるレジュメに沿ってお話し申し上げたいと思います。

とりあえず、タイトルは、「特例法裁判制度の機能と限界」ということで設けました。

「はじめに」というところですが、先ほどもご紹介ありましたし、皆様におかれてもよくご承知のように、2013年12月4日に、「消費者裁判手続特例法」という名前の法律が新たに作られました。

本日、私の講演では、消費者裁判手続特例法に基づいて行われる特殊な形の民事訴訟について、その機能と限界を考えてみたいと思います。ちなみに、いま民事訴訟と申し上げましたが、後でお話ししますように、この裁判手続きの後半部分は、訴訟ではなくて非訟になっています。したがって、正確には訴訟とは呼べませんので、ここでは略称として「特例法裁判制度」と呼ぶことにして、話を進めていきたいと思います。

この特例法が施行されたのは2016年10月1日ということで、近年の立法としてはやや長めの成立から施行までの期間が置かれています。これは、特例法裁判制度はかなり特殊な制度ですので、一般に周知するために相当の時間を要するというので、3年弱の期間を置いたものです。

この施行の日から数えますと2年半、制度の成立から数えますと5年半という期間がたちました。今回は、夏期消費者セミナーの30回という機会ですけれども、この制度を吟味する最初の機会として、ちょうどいい時間がたっている頃合いかと思います。

## 2 現在までの特例法に基づく提訴案件

まず、この特例法裁判制度は、原告適格が限定されております。すなわち、既に適格消費者団体の認定を受けた団体が、さらに特定適格消費者団体として二重の認定を内閣総理大臣から受ける必要があり、その二重の認定を通った団体のみ、原告適格が付与される制度です。現在、三つの団体が適格認定を得ております。認定の順番からいいますと、「消費者機構日本」、「消費者支援機構関西」、それから「埼玉消費者被害をなくす会」となっております。

現在までの特例法に基づく提訴案件ですが、女子学生等の差別的な取り扱いで話題を集めた幾つかの医療系の大学のうち、東京医科大学に対して起こされた訴訟があります。提訴は、2018年12月17日です。訴えの内容は、入学検定料等の返還請求等です。それからごく最近、2019年4月26日に、ONE MESSAGE という団体とその代表の泉という個人を被告にした、仮想通貨バイブルに関するDVDなどの代金の返還請求が起こされました。今のところ、この2件です。

この他に、訴えの提起ではありませんが、是正の申し入れ案件がいくつかあります。この制度の存在を背景に行われた事業の改善の申し入れや、訴訟外での交渉による解決に臨んだ案件などですが、全体で10件程度あるようです。ちなみに、先ほど申しましたように、

特例法の制度は二重認定の仕組みなので、特定適格消費者団体は、必ず適格消費者団体の認定も受けておりますから、こうした是正申し入れについては、どちらの資格でやったのかは、よく分かりません。つまり、数の数え方はやや難しいところがあります。しかし、そのような二重の資格に基づく是正の申し入れは、別におかしなことではなく、むしろ望ましいといえますか、どちらの資格か分からない、あるいは両方の資格で申し入れること自体が、この制度にとってはあるべき姿だという話を後で申し上げたいと思います。

いずれにしても、このような特例法裁判制度が、現在、施行から2年半行われてきているわけですが、今日、私がお話することの目的は大きく三つであります。

### 3 本日の講演の三つの目的

第1は、この制度で何ができないかということです。最初から後ろ向きのことを申し上げるようですが、この制度は、さまざまな立法上の理由によって、やれることがかなり限定されております。まず、そこをきちんと確認しておきたいと思います。

この制度が作られた当初、まだ施行される前の段階で、「日本版クラスアクション」や、「その脅威」などと言って、故意にこの制度が何でもできるかのような誤解を与えるような宣伝や書籍が氾濫しました。それは、そのような個人や団体が企業の危機感をあおって営業を行うための手段としたという要素があるのかも知れませんが、この制度が誤解されている面がなきにしもあらずと思われまます。

また、この制度で何ができないかということは、この制度の本質にかなり関係してきます。立法の経緯とも関係してきます。そこで、この制度を正しく理解するためには、表面的なイメージを越えて、何ができないかを最初に押えておくことにより、この制度のより深い中身の理解が見えてくるものと思われまますので、まずここを押さえるということから入りたいということです。

第2は、もちろん、この制度で何ができるかということです。とはいっても、この制度で何ができるのかということは、最初のテーマである何ができあいかということの裏返しともいえます。そこで、もう少し踏み込んで、この制度を何に対して使えば一番効果的なのかというようなことを、少し話したいと思っております。

第3は、この制度ができたからといって、これまでのやり方が要らなくなるわけではないということをお話しします。これまで延々として歴史が積み上げられてきた伝統的な集団訴訟や、あるいは集団訴訟ではない個別被害者が個別に起こしてきた個別訴訟、こうしたものが特例法裁判制度ができたからといって要らなくなるわけではなく、その必要性はいささかも失われてはいないということです。そのような伝統的な集団訴訟や個別訴訟の役割は、今後、特例法裁判制度を踏まえて、どうあるべきなのか。あるいは、主として、私のあとに話しされるお二人の方に委ねる部分が多いかとは思いますが、特例法裁判制度と伝統的な訴訟等々の役割分担や、協働関係はどうあるべきなのかといったことを、少し考えてみたいと思います。



これら3つの点が本講演の目的になります。

#### 4 立法の経緯

そこで、次に「立法の経緯」をごく簡単に見ておきたいと思います。もちろん、すでに制度ができているわけですから、立法の経緯を探ることは、一見すると、退屈な作業のようにも思われます。しかし、今回の特例法裁判制度については、その立法の経緯というのが、今回の制度の本質や機能と限界を考える上で不可欠であります。

なぜなら、今回の制度は、さまざまな桎梏といいますか、手枷足枷をはめられた形で誕生しました。つまり、弁護士や裁判官の運用のしかたの問題や、関係者による利用の工夫の問題などの以前に、生まれ落ちてきたときに持っている特徴や機能や限界が、この制度の将来に関係してくるといえます。それは立法の経緯をきちんと押さえておかないと、正しくつかめないところがあります。

##### (1) 消費者契約法制定過程で集団的な被害回復の議論の萌芽があった

実は、特例法裁判制度の遠い由来は、消費者契約法の立法時に遡ります。消費者契約法は、ご承知のように、元々は実体法ですから、同じ消費者保護を対象とした法律という以上の関係性は、表面的にはなさそうに見えます。けれども、実はその後の裁判制度の立法に関する展開に大きく関係しております。

消費者契約法は、少なくとも立法当初は民法の特別法として、つまり純粋な実体法として検討が開始され、また作られました。検討が開始された時期はかなり古くて、1994年に遡ります。国民生活審議会の消費者政策部会というところがその舞台になりました。現在は、消費者庁ができているので、国民生活審議会という審議会もありませんし、もちろんその中にある消費者政策部会も存在しません。しかし、かつては、ここが消費者保護に関する立法の中心的な舞台であり、今日につながる集団的な被害回復のための訴訟制度の議論の萌芽も、この段階で、すでになされております。

私はこのあたりから議論と立法に参加しております。正確には、消費者契約法の立法の途中からです。消費者契約法の議論が始まった当初の段階では、私はまだ参加しておりません。

消費者契約法自体は、今からかなり昔になりますが、2000年に成立して、2001年の4月1日に施行されております。先ほども申しましたように、当初は実体規定のみで、12か条という小さな法律でありました。

その内容は、大きく二つの柱からなっています。一つは、不当な消費者契約の意思表示を取り消すための実体規定であり、もう一つは、不当な消費者契約の条項の無効を定めた実体規定です。こうした民法の特別法を作る段階で、国民生活審議会の中でも集団的な訴訟制度に関する議論が、若干ではありますが、なされました。そして、それを受ける形で、消費者契約法が成立した際の国会審議における附帯決議として、この実体法の制定は途中段階に過ぎないという認識の下に、被害予防のための差し止め請求を可能にする団体訴訟

が検討されるべきだという国会の意思が表明されました。

つまり、この段階でまずできたものは消費者保護のための実体法ですが、すでに集団的な訴訟制度に関する議論が始まっていたわけです。このころに、特別な差止訴訟であるとか、ドイツに由来する団体訴訟という概念も、こうした議論を通じて日本の中で一般化していったのです。団体訴訟というのは、当時の日本にとっては異質な訴訟の形態です。なぜなら、被害を受けている被害者自身が訴訟の原告になるのではなく、直接的には何の利害関係もない団体に対して、特別に実体権と原告としての地位を与えるというものだからです。こうした特別な裁判制度のための法律を作るべきだという議論は、この頃から始まったということです。

### (2) 団体訴訟の第一段階としての差止め請求訴訟における議論

こうして、まず団体訴訟制度の中の第1弾として、差止請求訴訟の立法の議論が行われました。最初は、国民生活審議会で議論が始まりました。国民審議会は大きな集まりですので、その中に小委員会のような形で専門家を交えた消費者政策部会が作られました。そこで本格的な審議が行われ、消費者契約法の成立施行からさほど間を置かずに、2003年に報告書ができ上がりました。

この報告書を受けて、具体的に、差止訴訟制度としての団体訴訟制度を作るための検討委員会が立ち上げられて、具体的な立法の議論が始まりました。これは2004年からです。ちなみに、私は、このときの委員会の委員長代理でありました。

それで、そこでの議論を経ていわゆる団体訴訟制度ができ上がったのは、2006年の5月の国会です。この法律は2007年に施行された。つまり、ここは法律の成立から1年で施行されております。

この時に作られた団体訴訟制度は、差止訴訟を中心とした立法です。大きく二つの差止制度が作られました。一つは、消費者契約法における不当勧誘行為の差止めであり、もう一つは、消費者契約法における不当契約条項の差止めです。

このように、新たな差止訴訟といっても、消費者契約法の実体規定を受けて、そのカテゴリーを利用して差止めの類型を作っているということで、いわば、消費者契約法の遺伝子の一部を受け継いだ形で作られているところは、特に重要です。この後の話にも関連してきます。

### (3) 差止請求訴訟は他の法律にも拡大されていった

その後、対象は消費者契約法だけではなくて他の法律にも拡大されて、2008年に景表法や特商法上のカテゴリーにも拡大されました。さらに2013年には、食品表示法上のカテゴリーにも拡大されました。

このようにしてわが国で初めて誕生した団体訴訟制度ですが、その最初の消費者契約法の改正の際に、また附帯決議が国会審議で付けられました。

それは、消費者契約法ができて差止訴訟制度としての団体訴訟ができたけれども、まだ不十分であるということです。差止めは将来に向けての予防のために行うものです。し

かし、過去の被害回復は差止訴訟ではできません。時間軸でいうと、将来の予防のための制度はできてきたけれども、過去の被害を回復するという制度はまだないということになります。したがって、今度は、速やかに、被害回復請求を可能にする団体訴訟を検討しようという附帯決議が付いたわけです。

#### (4) 特例法裁判制度の立法までの検討機関

こうした附帯決議や、そのあとの司法制度改革審議会の意見書などによって、本日のテーマである特例法の制定につながる議論が始まったわけであります。

具体的な立法のための検討機関としては、まだ内閣府があった時代が続いておりますので、最初が集団的消費者被害回復制度等に関する研究会です。それから、その研究会の報告書が上がったことを受けて、集団的消費者被害救済制度検討会という、より具体的な立法を見据えた研究会が立ち上がりました。これはその段階で、すでに消費者庁が発足しておりましたので、消費者庁に設けられました。さらに、その検討会の報告書を受けて、立法の細かいところまで作り込んでいくために、今度は消費者委員会に専門調査会が設けられました。こうして現在の制度の原形が作られたということです。

### 5 消費者保護法制として作られたことによる限界

ここまで、このように立法の経緯を見てきたのですが、結局、このような経緯から何が分かるかといいますと、わが国の集合訴訟制度は、歴史的には、消費者保護法制として作られてきたということです。先ほどの繰り返しになりますが、消費者契約法から始まった一連の立法の流れは、相互に関係しながら、消費者契約法を一つの大枠として、その中で訴訟制度が作られてきたことになります。

これは、私の知る限り、アメリカやカナダなどのコモン・ローの国はもちろんのこと、ヨーロッパのフランスやドイツ、あるいは、そのような国々と同じ法文化を持っている南米やアジアの国々の集合訴訟制度と比べてみても、非常に特徴的です。なぜなら、ほとんどの国の集合訴訟制度は、最も有名なアメリカのクラスアクションをはじめとして、すべて民事訴訟法の特別手続として集合訴訟制度を作っております。日本が今回の特例法でモデルにしたブラジルの集合訴訟制度もそうですし、同じく日本が立法に当たって、海外調査に行った北欧の国々やヨーロッパ大陸の国々も、皆そうです。これは、これらの国々では集合訴訟制度は民事事件であれば何にでも使えるということを意味します。つまり、汎用型の制度として集合訴訟制度が作られているのです。

これに対して、日本は、今回の立法で特例法の機能する範囲を特に消費者事件に狭めたというよりも、元々、比喩的にいえば、お父さんとお母さんが消費者法系の法律なわけですから、生まれた子供も消費者系の法律になります。つまり、最初から消費者保護法制として作られたということです。このように言うと、消費者保護のためには、消費者保護法制として作って何が悪いのかと思われるかもしれませんが、消費者をきちんと保護するためには、消費者保護法制だけでは不十分なのです。たとえば、消費者が大きな事故に遭っ

ても、それが純粋な不法行為事件である場合には、今回の特例法裁判手続は使うことができません。

このような制度の本質からくる制約については、後で議論になる関係者の工夫によっては、どうしても補えない部分があるということになります。今回の立法が消費者保護法制として作られたのは、消費者保護の仕組みをどんどん進化させていくという意味では、もちろん意義があるのですが、その反面、消費者保護法制として制度を作り込んでいったことの限界はあるということでもあります。

## 6 二段階型の訴訟制度

### (1) 一段階目は、共通争点の絞り込み

それでは、どのような制度ができたのか。それは、とりもなおさず、この制度で何ができるのかということになります。この制度の特徴は、二段階型の訴訟手続きというところに尽きます。二段階型の訴訟制度とは何かといいますと、これは飽くまでも集合訴訟制度の一つでありますから、多数の利害関係者を一つにまとめて1個の訴訟で行う仕組みということになります。それが集合訴訟です。つまり、集合訴訟においては、必ず多数の利害関係者、消費者被害でいうと被害者になりますが、その間に何かしらの「共通争点」があります。逆に言い方をすると、共通争点がないと集合訴訟にする意味がないわけです。しかし、どのような事件でも、共通の被害事件だからといって共通争点だけかということ、必ず「個別争点」もあります。例えば、因果関係は、個人ごとにあります。また、損害額は個人ごとに違うなど、いろいろな個別争点がある。

この共通争点と個別争点を一緒にして1個の集団訴訟制度を仮に作ったとすると、結局のところは、ただ個別の訴訟を集めただけということで、あまり集合訴訟を作った意味がないということになります。そこで、裁判制度の仕組みとして、共通争点と個別争点に制度の作り込みの段階で分けてしまおうということです。

これは、この制度のできるずっと昔、つまり戦後の早い時代から、いわゆる集団訴訟の運用の中で考えられてきたことです。従来型の集団訴訟は、法律的には普通の原告が多数いるという訴訟です。けれども、4大公害事件をはじめとする集団訴訟の中でも、法律上は普通の民事訴訟でしたけれども、実務の工夫として、共通争点と個別争点を分けた審理をしたらいいのではないかというような議論もありました。実は、私もそのような論文を幾つか書いております。結局、今度の特例法裁判制度であれ、あるいは伝統的な集団訴訟であれ、何か集団で訴訟をやろうというときは、共通争点と個別争点を分けた方が効率的であるということ是不変の真理です。

そこで、今度の制度では、最初に、共通争点の審理を先行させることにしました。そして、まず共通争点について一つの判断を出します。これは独立した判決という形で出します。この段階では、まだ被害者の訴訟への参加は求めません。では、誰が、この共通争点の訴訟をやるかということですが、これは先ほど申し上げた特定適格消費者団体が行うこ

とになるわけです。

## (2) 2段階目は個別争点

共通争点の訴訟で裁判所の判断が出ますと、その後、2段階目として、個別争点の裁判に移ります。個別争点の裁判では、被害者個人の参加を得て、個別争点を審理し、個別の賠償額を確定して、最終的に個別の被害者ごとに債務名義を作ることになります。これが2段階目となります。つまり、特例法裁判手続は、共通争点で1段階目、個別争点で2段階目という仕組みをとっております。

ただ、このように個別争点を共通争点と切り離しても、個別争点の2段階目では、個別争点はあくまでも個別争点ですので、全員を一つの手続きに集めても、審理は必然的に個別でやらざるをえません。ただ、事件を集めたからです、それだけでは、何も効率化しないということです。そこで、個別争点については、訴訟手続でやるのではなく、非訟事件としての簡易な手続きでやりましょうということにしました。あるいは、個別争点の部分はもう裁判ではなく、和解で終わってしましましょう、というようなことが想定されています。

もちろん、非訟や和解がうまくいかなければ、最後は訴訟になるのですけれども、愚直に何が何でも訴訟でやるという仕組みにはなっていないということです。そのために、集団的な和解による解決もできる仕組みになっております。

多数の消費者が、共通的な被害を受ける被害事件で、共通争点と個別争点が存在することを、ごく分かりやすい例で若干具体的に見たものが、レジュメに示してあります。

その例として使ったのが、「電鉄会社が一定区間で運賃を走行区間に比して過剰に設定していた」という架空の事例です。短い距離なのに、長い距離よりもさらに高いお金を取っていたり、あるいは走行距離と取るお金の関係がアンバランスであるなど。要するに、一部の走行区間でお金を取り過ぎているような場合です。これは一人一人の乗客に生じた被害は、つまり1回乗車当たりの被害は何百円などですから、もちろん僅少な額です。しかし、電車の利用者は毎日のように電車に乗りますから、1人の乗客でも1か月、半年、1年で累積すれば相当な額になります。また、東京近郊のJRや私鉄の乗客の数は1日何十万人、何百万人などという人数ですから、全体としての被害は非常に大きい。このような事件は、少額多数被害の典型になります。

さらに、この例にあげたような事件は、ただの少額多数被害というだけではなくて、今回の特例法裁判制度になじむ事件です。なぜかという、この事件では共通争点がクリアであるからです。すべての乗客について、同じ区間における運賃の過剰設定があるかどうかは共通争点ですので、これはきれいな形で全乗客に共通しております。

さらに大事なことは、この例に挙げた事件では、個別争点のほうでも、共通的な計算式で計算ができます。つまり、先ほども言ったように、個別争点とはいっても、個別の審理や判断をするのは大変ですから、個別争点が共通に審理できるということが、この制度に乗せるための大きな要件といえますか、法律上の要件として設定はされていないですけれ

ども、それが一番望ましいこととなります。

結局のところ、個別争点が定型的であるほど個別審理と個別判断の必要性が減少することとなります。また、個別争点の審理や判断に非訟という簡易な手続きが導入されることによって、そうした問題が軽減されております。さらに、和解をうまく使うことで、集団的な権利救済がより容易に進むこととなります。

和解は、当事者の合意によって、個別争点の凸凹をならすことができるからです。

## 7 本制度でできること

そこで、本制度の機能といいますか、あるいは何ができるかというところですが、被害者自身で提訴を躊躇するような被害は最も適しています。これは、少額の事件もそうですけれども、それに限りません。少額でなくても、自分でいきなり訴えを起こすことが、被害者自身としては難しいとか、あるいは心理的に抵抗があるなどの事件は、まず1段階目は特定適格消費者団体が行ってくれますから、その意味では本人の負担なく訴訟が始まります。

それから、少額多数の被害者の救済に向いているのはもちろんのこと、それから大企業などの大きな相手への対峙力が増すという機能もあります。これは、訴訟をやるときの対峙力だけでなく、訴訟はやらない場合にも機能します。たとえば、適格団体が訴訟外の交渉を行って、訴訟外で和解をするというような場合です。いざとなったら大きな集団を組織して訴えを起こすことができますという威嚇力を背景に、対等な立場で交渉を行うことができるということがあります。

## 8 本制度でできないこと

では、この制度で、何ができないのかということです。時間がなくなってきましたので、ここは少し駆け足でやりたいと思います。

まず、当事者適格が限定されているということによる限界があります。原告適格が特定適格消費者団体に限定されていることは、これまで述べてきたとおりです。より正確に繰り返していうと、まず特定適格消費者団体しか差止訴訟ができないし、今回の被害回復のための特例法訴訟に至っては、適格消費者団体の中の特定適格消費者団体しかできないということです。

それだけではなく、実は被告適格にも限定があって、事業者しか特例法裁判手続では被告になれません。ということは、特に詐欺的な被害事件や、悪質な事件では多いのですが、この背後の個人を被告にすることができません。その背後の個人が事業者といえるカテゴリーに属するのであればできますけれども、そうでなく、ただ事実上の支配者というだけでは被告にできないということが、一つの大きな限界です。

また、「共通性」の要件というものがあって、相当多数の消費者に「共通する事実上及び

法律上の原因」が必要であり、これも障害になります。具体的には、約款などが悪質な場合は共通性の要件を満たしやすいのですが、勧誘やセールストークが悪質な行為の対象である場合や、あるいは被害者ごとに属性が異なるような場合は、共通性をなかなか満たせないのです。こうした事件は、結構、消費者被害事件には多いのですが、なかなかそれはこの制度に乗らないということです。

それから「支配性」の要件というものもあります。本制度では、個別争点と共通争点があることが前提とされているのですが、ただ、個別争点の多様性がある程度高い場合には駄目ですという規定があります。そうすると、ここに例を挙げましたが、製品の瑕疵（かし）や不具合にばらつきがあったり、消費者ごとの貸し借りの対応や充当計算の方法が多様である場合などにはこの制度にはなかなか乗らないということになります。

最近話題になった事件でいいますと、この制度を使った第1号事件ですが、東京医科大学事件でも「入学金を返せ」ということは共通性や支配性が見て取れるのですが、例えば落とされた受験生が不当な不合格の結果、その後浪人して予備校に行くことになったというような場合には、この支配性を欠く可能性があります。したがって、本制度に基づく訴訟を起こしたとしても、その訴訟の中に予備校に使った金額は損害として含められないということになります。

もっとも、共通性や支配性の要件を満たすことが難しいのは、何もわが国の特例法裁判手続に固有のことではなく、アメリカのクラスアクションでも、これらの要件はしばしば問題になります。したがって、結局、集合訴訟や集団訴訟というものは、世界的に見ると、アメリカのクラスアクションをはじめとして、和解で終わらせることがむしろ本筋であるといえます。

日本では、いわば判決信仰のようなものがありますが、裁判だから判決を取りにいくというのは、日本人のややナイーブな幻想であるともいえます。少なくともこと集団訴訟に関しては、和解こそが本道であって、判決をあまり真面目に考え過ぎるとなかなか訴訟はやれないということになります。もちろん和解で解決することは、別に邪道でも何でもないわけです。

それから、本制度のさらなる大きな制約は、「消費者契約性」です。これは、本制度が先ほど申し上げたように、消費者契約の枠内で作られた制度だということから来るものであって、なかなかテクニカルにも難しい問題がいろいろあります。結構、レジュメにはたくさん書き込んであるのですが、これを事細かに話すと、タイムキーパーをされている先生からお叱りを受けるので、ここは飛ばします。

もう一つ、法律がわざわざ設けた「追加的な制約」もあります。これも本当は時間をかけてお話しするべきでしょうけれども、条文にあるとおりですので、詳しく触れることはいたしません。簡単に申し上げれば、今回の制度は、消費者被害のみを対象とするものである上に、たとえ消費者被害であっても、そのすべては取り込めないという条文です。

消費者契約上の被害の中から、さらに四つの除外を設けております。具体的には、消費

者被害であっても、拡大損害、逸失利益、生命身体損害、慰謝料は本制度では請求できないということです。

ですから、例えば航空機事故や列車事故などは、不法行為事件であるとともに、運送契約を結んでいますので、消費者契約事件でもあるから、どうにか本制度に取り込むことができるように思われます。そもそも、人々が集団訴訟で典型的にイメージするものは、そのような大型事件や大型事故などです。しかし、こうした事件や事故では、基本的に生命身体損害、逸失利益、慰謝料などを伴うこととなります。人々が最も重視する生命身体損害をはじめとして、これらを伴うからこそ大きな事件になって、集団的な訴訟が必要になるのですが、それはすべて本制度からは外されていることになるのです。

ほかに、この制度が使えない場面としては、ややマイナーな問題ですが、今回の制度は消費者被害の救済といっても、お金を返せという事件でしか使えないようになっております。ですから、消費者がお金を払ったのではなくて、クレジット債務を負ったので債務不存在確認を訴訟をしたいという場合には使うことができません。このあと大迫先生の講演の中で、伝統的な事件の中で、そのようなクレジット債務の事件についてお話しになると思いますが、そのようなものはこの制度には乗せられないのです。

さらに、そもそも日本の消費者被害は、犯罪的な事件や詐欺的な事件が多いことが、世界的に見て特徴ですけれども、こうした事件は、この制度では対応が難しいものの一つです。理論上は、この制度に乗せられるものもありますが、ご承知のように、基本的に犯罪型の事件は、すべて刑事や破産手続きと組み合わせないとうまくいかないような事件がほとんどであり、そのような事件では、事実上、使えないこととなります。

もう一つあげれば、「行政による救済が適した事件」にも向きません。例えば、個別の被害を具体的に観念できないような事件です。抽象的に広い範囲に被害が及んでいたり、あるいは個別の被害を観念できても、個別の被害額の算定を立証できないなどの事件が典型例です。こうした事件では、結局、損害賠償のスキームではなくて、課徴金的な賦課金でやるしかないので。あるいは、違法に得た業者の収益をはく奪するという形でやるというタイプの救済方法です。これは、アメリカや一部のヨーロッパの国では、非常に発達している制度があるのですが、今回のわが国の制度には乗せられないこととなります。

## 9 本制度が使いやすい事件

それでは、結局、本制度が使い勝手がよいのは、どのような場合かということが問題になります。今まで述べてきたことの繰り返しにもなりますが、一つは、共通争点がなければいけないことは法律の要求そのものですけれども、さらに、個別争点においても定型性や共通性が高い事件です。特に、定型性が高いことが使いやすい事件の特徴ということになります。

例えば、学納金返還事件という、この制度ができる前に広く普通の訴訟が起こされた事件などが、それにあたります。学納金返還事件では、共通争点は、「入学辞退者の授業料の



返還を認めない」という学則の違法性になります。また、個別争点は、一人一人の入学辞退者に生じた被害ですが、各被害者ごとに損害の立証を個別に行う必要は、事実上ありません。なぜならば、入学金はみんな同じ額ですから、個別争点も共通に算定できるわけです。本制度は、このようなものに一番向いております。

ちなみに、やや細かい話をすると、入学金はみんな一律ですけれども、授業料は一律であるとは限らないわけです。授業料が一律の大学もありますが、授業料を一律にしない大学もありますので、その場合には個別争点の定型性が低くなるということです。

それから、損害の金額が同じではなくても、先ほど例に出しましたが、電鉄会社が一定区間で過剰に運賃を取っていたという場合などは、個別争点である一人一人の運賃は異なりますけれども、計算式は同じなのですね。どの区間を何回乗ったかという、そのフォーマットに当てはめて、今だったらエクセルのシートか何かで幾つかパターンを作れば、一気に結論が出ます。そのような事件は、本制度を使いやすいです。

逆にいうと、個別争点の定型性が低い場合には、理論上はこの制度の乗せられても、なかなか使い勝手がよくないということになります。

それからもう一つ、これは大事なところですが、この制度の誕生の歴史からも分かるように、もともと差止訴訟を作るときに連動してこの損害賠償訴訟も作るべきだという議論があったわけです。これは、ただ歴史的にそうした連動があったというだけではありません。差し止めという将来の予防と、それから被害回復という過去の回復は、被害者たちにしてみれば一連のものです。したがって、本制度は、この2つを一括して扱うことに適している事件に非常に向いております。

さらに、一番この制度が活躍できると思われるのは、ちょっと皮肉な言い方をしますが、この制度を「使わない」という使い方が一番この制度には向いています。使わないとは、この制度を背後にちらつかせて、いわば伝家の宝刀として、訴訟外の和解を行うということです。訴訟外の和解であれば、この法律による裁判そのものをやるわけではなく、全部相手との交渉ごとですので、先程来のさまざまな制約は、クリアできることになります。つまり、この制度から外されているものもすべて、そこに乗せることができるということです。そうした意味で、実は、特例法裁判手続は和解の手段として使うのが一番いい使い方ではないかと思えます。

## 10 集合訴訟制度での和解の有用性

このように和解の手段として使うのがよいということは、この制度が日本的に特異な制度であるからということだけからくるものではありません。世界の集合訴訟制度は、日本の制度よりももっと使いやすい制度も含めて、みんな、和解の手段として使われることが中心です。特に、世界最強の集合訴訟制度と誰もが認めるアメリカのクラスアクションはその典型であり、アメリカのクラスアクションで和解で終わらない事件は、ほぼないといわれています。数字でいうと、99.99%が和解で終わるということです。

集合訴訟制度は、共通争点はあるけれども、他方で個別争点もあるし。また、集合訴訟制度に理論的には乗っても、乗せにくいような争点や事件があるわけです。ですから、和解で使うというのは大事な戦術です。それも、訴訟上の和解ではなくて、訴訟外の和解の梃子として使うということが、私は一番望ましいと思っております。その関連の話は、このあとのお二人の話の中でも、出てくるのではないかと思います。

それが将来に向けてのあるべき姿の話につながるわけですが、それは主として、この後のパネルディスカッションで扱いたいと思います。

司会（加藤） 三木さん、どうもありがとうございました。

.....

#### IV 基調講演2「消費者集団被害事件と弁護士の取り組み」

司会（加藤） 続きまして、日弁連消費者問題対策委員会委員の大迫恵美子さんから、「消費者集団被害事件と弁護士の取り組み」と題しまして、基調講演をいただきます。

大迫さんの詳細なプロフィールにつきましては、先ほど配布いたしました資料に記載しておりますので、どうぞご覧ください。それでは、大迫さん、よろしく願いいたします。

#### ◆ 大迫恵美子氏（弁護士・日弁連消費者問題対策委員会委員）

##### 1 はじめに

大迫でございます。先ほどの基調講演は学術的な難しいお話でしたので、今度は簡単な、と申しますか、私の体験に基づいた過去の消費者集団被害事件について、お話し申し上げたいと思います。

##### 2 各消費者集団被害事件の概要

本当にたくさんの消費者集団被害事件がありまして、もしかしたら、消費者集団被害事件を取り上げるのであれば、まず先に、なぜ豊田商事を挙げないのかというお叱りがあるかもしれません。それぐらい豊田商事という有名な、全国の消費者弁護士が一致団結して当たった事件がありますけれども、残念ながら、私はまだそのときは弁護士ではありませんでしたので、ここで体験を申し上げることができません。

##### (1) KKC事件

それで、私の体験したところからということで、平成8年のKKC事件から始めたいと思います。KKC事件を覚えておられる先生方もいらっしゃるでしょうか。KKC、

これは「経済革命倶楽部」の頭文字です。代表者は山本一郎という人で、「買えば買うほど儲かる未常識経済理論」というのを提唱しました。未常識と言っていますが、とても非常識な話でして、お金を預けておくとたくさんのお金がでてくるということなのです。

預けておくといいですか、一応商品を買ったことになっておりまして、健康食品や浄水器や、KKCの平成小判、にせ金ですが、これを買ってお金を払うと、それに対する月々の配当が入って、いつか払ったものよりも多くもらえると謳っておりました。非常に巧妙な話で、1人の人を紹介しろという仕組みになっておりまして、ここがミソでございます。2人紹介するとネズミ講に該当して、刑事事件になってしまいますので、これを避けようという魂胆だったわけです。後から入る人が入れた資金を、先に入った人の配当に回す自転車操業で、最後は破綻しました。

平成8年8月に被害弁護団が立ち上がりまして、そこから私は参加させていただきました。この事件は、私どもが弁護団を作って、被害救済に当たる頃からもう刑事事件が動いていたと思います。最終的には、出資法違反で捜索があった後に詐欺で摘発されて、主催者の山本一郎は懲役8年の実刑になりました。

これは、もう刑事事件が動いているという気配もありましたので、個別の被害回復というよりは破産を申し立てようということで、弁護団は動いておりました。団長は、皆さんもご存じの、宇都宮健児さんでした。あの方が法律扶助協会などから借金をして、破産予納金を作りまして、破産の申立てをいたしました。

当時は破産手続きも今ほど簡便ではありませんでしたし、裁判所へ出す書類等も大変複雑で、重いものを要求されました。また、この事件では、若干背後に反社会的な団体も関わっているのではないかという噂もあったりして、誰が破産申立人になるかというようなことで、皆さんが尻込みをしていました。その中で、弁護団が主だった方を集めて、熱く語って、宇都宮先生の説得力で、破産申立人に26人の方になっていただきまして、その方たちの陳述書を作って申し立てた記憶がございます。陳述書も今のような簡単なものではなくて、縦書きの身上経歴から始まるもので、なかなか作ることが厄介だった覚えがございます。

これが、私が消費者集団被害事件に関わった最初の例です。当時は、やはり依頼者と弁護士の関係を密に取らなければならないという義務感もありましたし、それが当たり前だと思っておりましたので、何回も会合を重ねました。また、依頼者一人一人の生活も、身上経歴を聞いたりしているわけですから、よく知っているということで、なかなか親密な信頼関係があって弁護団が運営されていたという記憶です。

## (2) オレンジ共済組合事件

次に、そのあとすぐオレンジ共済組合事件が起きました。参議院議員の友部達夫が、預り金、預金のようなものをたくさん集めまして、そのお金を政党にばらまいて、比例名簿の順位を上げて、参議院議員に当選したという事件でした。大変たくさんのお金を集めていました。預けた人はみんな預金だと思って預けているようなことでしたので、それほど

「ボロ儲けをしよう」なり、「倍になりますよ」という言葉に騙されたわけでも何でもないのですが、大変堅実な所に預けたと誤解して、多くの被害が出ておりました。

この事件では、なかなか破産の申立てをすることができませんでした。ちょっともう記憶が曖昧で、どのような理由だったかは分かりませんが、少なくとも対象になる財産がどのくらいあるのか、それが大変心許なくて、財団形成の確信が持てなかったことが原因だったように思います。結局、破産の申立ては断念して、弁護団に依頼をしてきた人を対象に、個別の不法行為訴訟を起こすからということで、事件の対応を行いました。

先ほどより思い出していろいろ話してきましたが、いろいろな物の仮差押えに行きました。例えば、アイルトン・セナが乗っていたレーシングカーや、アロワナ。覚えていますか。きらきら光る怪しい魚ですけども、バブルの前に非常に値上がりしましたね。あれなどを差し押さえました。それから、友部達夫はそのとき参議院議員になっておりましたので、歳費も差し押さえました。これは全部、個別の不法行為訴訟を起こしました。

その時に、依頼者の方々にお願いしたことは、皆さんに原告になっていただくのだけれども、事件ごとに、例えばAさん、Bさん、Cさんで、一つの事件の原告になってもらって、回収できた額がある。あるいは、Dさん、Eさん、Fさんで、こちらの訴訟で回収できたものがある。それから、友部一族だけではなくて、代理店形式で保険の販売のようなやり方でお金を集めておりましたので、各代理店も被告にして訴えました。そうすると、お金のある代理店、お金のない代理店が生まれます。このようなものをそれぞれ「自分の代理店はお金があったからよかった」「私の代理店はお金がないから困った」ということではなく、全額を弁護団の方でプールして、それぞれ被害額に応じて平等に按分分配するので承諾してくれということをして、先に一筆いただいておきまして、弁護団をやりました。

その結果、もちろんそのような個別の訴訟の集積ではなかなか大きなお金を集めることは困難なのですが、それでも一応、破産事務としてやった場合の配当相当額程度の、当時の感じだと10%を切るぐらいではないかと思いますが、そのぐらいの配当をして、終わることができました。

この配当ができた背景には、友部達夫が詐欺罪で最高裁まで争ったわけですが、その間ずっと国会議員を辞任することなく、6年間歳費をもらい続けたので、その歳費を差し押えることができたという面もありました。

### (3) 法の華三法行事件

それから、その年の暮れぐらいだったと思いますが、法の華三法行の事件が起こりました。これは宗教被害ですね。皆さん、覚えておられますか。何でしたか、福永法源という人が、「最高ですか」などと大きな声で挨拶をしていましたね。

この人が足の裏診断をやりました。足の裏診断とは、なかなかいい目の付けどころだなと思うのです。「手のひらを見る」と言われれば、皆さん自分でも自分の手のひらは見えるわけですが、足の裏と言われると、なかなか見たことがある人が多くないものですから、足の裏をじっと見て、「あ、苦を刻んだ。大変な足の裏だ」と言われると、みんな、どきど

きとするという盲点を突いたやり方でした。「あなたの人生は修行しないとだめだ」ということで、修業場に送り込んで、100万、200万のお金を取るわけです。それから、さらに高額な掛け軸なり、仏舍利だのと称する物を売りつけるのです。このようなやり方で荒稼ぎをした事件です。

ところが、この宗教の最大の弱点は、修行に行つて、水も飲ませない、睡眠も取らせない、食事もろくに取らせないということで、ふらふらになった段階で、「何か見えたか」と言われると見えたような気がしてしまうということで、悟りを開いたというような気になった人も、おうちに帰つて1か月ぐらいして普通の生活を続けていると、「あれ、何かおかしいな」と思つて、「どうも騙されたかもしれない」と気付いてしまうという点でした。そういうやや間の抜けたところがあった事件だったものですから、被害を訴える人が非常にたくさん出て、たくさんの訴訟が起きました。

これも最初は不法行為訴訟を起こしておりました。私ども弁護団が行つた不法行為訴訟では、第1次訴訟では満額の回収に成功しました。ですが、第2次訴訟を行っている最中に、いよいよあまりにも被害を訴える人が多くて、宗教法人の方が耐えられなくなつてしまったので、破産に至つたということです。

今度は破産の債権者の代理人として、管財人といろいろ交渉したりしてやっておりました。管財人とは比較的協力関係を取ることができまして、弁護団が集積していた情報を提供したりすることによって、円滑に進めることができたかと思ひます。最後の最後まで、第1次訴訟で回収した被害金額について、「否認をするかどうか迷っていますよ」と管財人に言われておりましたけれども、個別に被害回復して、被害者にもうすでに分配したお金について、「否認だ」「回収だ」と言われても、「回収は実効性がないです」と説得したりしました。最終的には、第1次訴訟で被害回復された方については、否認で戻すことなく終わったということが、記憶としてあります。

#### (4) ココ山岡事件

ここに、ココ山岡事件と書いてあります。これには、私は参加していないのですが、これも平成8年頃に起きた事件で、これはもう一つの消費者集団事件の特徴である、いわゆるクレジット債務の債務不存在を訴えるタイプの事件です。

ココ山岡を覚えておられますか。デパートというほどではないぐらいのショッピングモールのような所へ出店している宝石店ですね。あちらこちらにありました。ここが、通りかかった、なぜか男性が多かったですが、お客に声を掛けて強引に宝石を販売したという事件でした。30歳前後ぐらいの男性が声を掛けられて、「ぜひダイヤモンドを買いなさい」と言われるのです。ちょっと気の弱そうな男性が多く狙われまして、「このダイヤ持っているといいですよ。ダイヤ持っている、なぜか結婚が早まる」、「婚約が成立したら、これを婚約指輪にすればいいんです。だから、持ってなさい。たまたま5年たつても、いい人が見つからない時にはうちが買い戻す」とも言われるのです。これがココ山岡の商法だったわけですね。

強引な勧誘で、みんなが買わされて、その結果、もちろん買戻しに至る前にココ山岡の方が倒産してしまったということで、皆さん、多額のクレジット負債が残っていました。この負債をどうするかということが、弁護団の仕事になりました。

これは、日本有数のクレジット会社・信販会社数社を相手に、未払債務の不存在確認と既払金の返還を求めて、かなり大々的な数の弁護団になったはずです。最終的には和解をして、一定の被害回復ができたと同っております。

#### (5) 和牛預託商法

それから、平成9年になりますと、和牛預託商法が、なぜか爆発的に起こりました。約20社の牧場が、突然和牛ブームになったのです。これはターゲットが30代・40代くらいの、女性が割合多かったです。若い主婦向けの雑誌などに広告が随分出ているのを見ました。広々とした牧場で草を食む牛、青い空というような広告で、そこに小さい子どもを連れて、ピクニックに行つて、「あれがうちの牛よ」というような広告でした。

要するに、お金を出して牛を預けて肥育してもらおうと、高級な和牛になって大変儲かるので、そこから配当されるというのです。年々、配当金のようなものが支払われるもの、それから、5年後に一括して上乘せになった分を回収できると謳うもの等、少し仕組みに違いはありましたが、概ねそのような仕組みでした。

非常に面白かったのですが、私は出身が実は北海道ですので、そこに出てくる牧場の地名がでたらめだということがよく分かりました。「これはどう考えても帯広市内の電話番号なのに、なぜ幸福町(コウフクチョウ)にあるはずの幸福農場の電話番号とされているんだろう」というようなところが、マニアックに分かりますので、これはおかしいということで、色々調べてみると、やはり実体がないのです。

もっと申しますと、私は実家が牧場ですので、牛が大体9か月で生まれることは知っているのです。人間と同じくらいの妊娠期間なのです。この年に20の牧場で何万件も被害が生まれているということは、何万件もの牛が、その年に突然に生まれていないといけません。それは1年前から妊娠していないとありえないことなので、絶対ないということも分かっておりました。

そのような自分の一身上の知識を駆使して取り扱ったので、大変面白かったです。このときは、とにかく和牛の預託商法は成り立たないということを、十分に分かりながら対応に当たっておりました。

当時は、和牛は預託法の対象商品ではありませんでした。預託法は、ご存じのように、政令指定で商品が決まっておりますが、当時和牛は入っておりませんでした。それで、出資法違反ということで刑事摘発がされた牧場が幾つかあって、その後、詐欺になったところもありますが、なかなかこれは詐欺を立証することが難しいということでした。埼玉の千紫牧場は、「黒毛和牛を扱っている」と言いながら、実は黒毛和牛とホルスタインの混血、ホルスタインの雌に和牛の雄の精子を付けて産ませるハイブリットしか置いていないということが詐欺だということでしたが、それぐらいしかなか詐欺の立件ができなかった

という記憶です。

これは出資法で摘発されたりして、弁護団としては個別の回収に当たっていたのですが、結局は倒産したり、うやむやになってしまったものが多かったように思います。破産申立てに持ち込めたあさぎり牧場などもありましたけれども、結局回収金がほとんどなくて、多くの方が大きく損をして、弁護団としても、回収の面で大幅に貢献できたものが多くない事件でした。これはもう牧場によってばらばらだったわけです。

実はこの時に安愚楽牧場が和牛商法の対象として認識されていたのですが、当時、安愚楽牧場は非常に規模の大きな預託牧場だったものですから、結局この時、牛の数も一定程度いたことから警察の摘発も免れて、生き残ってしまったのです。それが後の大きな被害に結び付きました。

#### (6) 愛染苑山久事件

平成11年になると、愛染苑山久の事件が起きました。先ほどの三木先生のお話の中でも紹介されていましたが、これは着物のモニター商法です。愛染苑山久という呉服を売る店が、当時、非常に繁盛していました。呉服店は展示会商法が有名ですけれども、新宿の大きなビルを借り切って、非常に大々的に展示会をやっていました。そうすると、この呉服がどんどん売れなくなってきている時代に、山久で売ると、なぜか一つの展示会で3億円というような売上が上がるということで、「ぜひ、うちも使ってもらいたい」ということで、たくさんのクレジット会社が愛染苑山久と取引をしたがって、6つも7つもが契約していたということでした。

ところが、驚いたことに、1500人ぐらいいるお客が、全員モニターだったということです。一部がモニターではなくて全部がモニターという、本当に想像もできないようなことでした。

モニターとは、「着物モニターになってください。この着物を着てください。そして、その費用は、あなたが着物を持ち逃げしたりするととても困るので、一応保険として、クレジット契約を結んでください。そのかわりモニターとして働いてくれているので、毎月モニター料を払いますから、そのモニター料でクレジットの代金を払えばいいんですよ。だから、あなたは何の損もないです。この着物はあげます」ということで、みんなそれで契約をさせられているわけです。

それで、山久が被害を拡大し続けて、信販会社から代金相当額が振り込まれ、そこからモニター料の払いを続けてお金がぐるぐる回っている間は、モニターになった人たちには全く金銭的な負担がないままでした。もらった物は本当にいい着物なのです。辻が花をご存じですか。国宝の方の、絞りという、大変手の込んだ、なかなか私などでは買えない立派な着物ですが、そのような物もただでもらえるということで、もう大人気でした。皆、モニターになりたがっていました。お店の方は、「あなただけよ。皆に言わないでね。他の人、モニターじゃないんだから」と言っているのですが、実は全員がモニターだったという、すごいことだったですね。もちろん倒産しました。倒産といいますか、事実上、倒れ

たわけですね。多くの1500人ぐらいの人が、1人平均300万から400万の負債を背負ったまま、破綻してしまいました。これは弁護団を作って、10年ぐらいかけてやりました。

東京地方裁判所の25部には、大きな書記官室の隣に大きな和解室があるのですけれども、当時、そこで何回も和解、弁論準備をやりました。10年かかって和解をしていくわけですが、そのときにも、この金額ですから、「被害者といっても、大変な落ち度があるじゃないか。信義則上、半分くらい落ち度があるじゃないか」と言われました。しかし、半分でもとても払い切れない。「そんなだったら、みんな破産しちゃいますよ」ということです。

「じゃあ、半分は無理なら、3割はどうだ」「2割ならどうだ」「1割はどうだ」と、どんどん下がっていきまして、10年かかって、最終的には5%まで下がって、5%を払うことによって、全部和解したという感じでした。残った人も、判決が少し出た人もいましたが、それも同額5%の判決で終わりにになりました。

愛染苑山久の事件があって、それと相前後してダンシングという羽毛布団のモニターの事件がありましたけれども、これによって、特定商取引法に業務提供誘引販売という類型が生まれました。そのきっかけとなった事件です。

#### (7) 大和都市管財抵当証券事件

その次に、大和都市管財抵当証券事件がありました。抵当証券がブームになっていました。金融機関の子会社が発行していたものもありましたけれども、主に独立系といわれた金融機関と無関係の抵当証券発行会社が幾つか破綻して、被害が生まれたのです。大和都市管財の抵当証券は、中でもかなりひどい内容で、不動産に抵当権を付けて、その抵当権の価値を証券化して、それを売る。ですから、投資ですが、「裏付けに抵当権があるので安全だ」という触れ込みだったのです。

ところが、大和都市管財の場合は、実際にはもうほとんど原野といってもいいような低価格の土地を、不動産鑑定士が非常に高い評価を付けて、それに抵当権を付けるのですが、お金を借りた形になっているところは関連会社なのです。要するに、お客から有価証券代として集めたお金が関連会社に流れて、その関連会社に対しての抵当権が付いている形になっているのですが、これはもう全然価値のない不動産に付いている抵当権ということで、破綻してみると裏付けがほとんどないことが分かったという事件です。

社長は詐欺罪で懲役12年になりましたが、自己破産の申立てもされました。弁護団は、最初は関係するところのいろいろ訴訟を申し立てていたのですが、最終的には、この抵当証券について、商許可というのか何というのか、それをした近畿財務局の処分が間違っているということで、国賠訴訟を提起しました。そして、この国賠訴訟に私は関わっていないのですが、最後は近畿財務局の処分の問題性を明らかにして、非常に珍しいことですが、国賠で勝ったという歴史的な意味のある事件でした。なかなか国賠訴訟で、この手の問題で被害者側が勝ち取った例はないのですが、この大和都市管財事件では、そのような結果を



得ることができました。

#### (8) 八葉物流事件

その次に八葉物流という、5万人からのマルチの事件が起きました。これは健康食品の販売をしておりましたけれども、破綻したときには、マルチの特徴ですが、要するに、配当システムの破綻の場合には、集めたお金に対してもうすでに配当が相当されて、分配されてしまっているの、手元に残っているものがほとんどないということです。ですから、マルチの破綻の場合には、末端の最後に勧誘された方々が、損害だけを被っている本当の被害者といえる立場なのですが、何といても、その方たちが満足できる回収をすることがもう難しいということが、最初から予想されるものでした。

これは、内部の内輪もめか何かがあったらしくて、準自己破産をしました。要するに、代表者は多分逃げていたか何かだったのですが、取締役たちが破産の申立てをしました。

これは、破産管財人がもちろん選ばれているわけですが、被害弁護団は破産管財人に非常に強く言って、配当された、利益を得た人からの回収を頼むとお願いしました。そして、それがなかなか難しいということになると、今度は、訴訟を起こして、「こういう幹部たちはやってくれ」などといろいろと働き掛けました。

なかなか真面目な破産管財人で、非常に冒険を迫る申立代理人たちを扱いかねておりましたけれども、最後は情熱に負けてくれて、いろいろと難しいことをやってくくださったので、八葉物流の関係では、マルチが公序良俗違反だということで、破産管財人からの回収ができたという判例が残っております。

#### (9) ライブドア事件

その他に、ライブドアの有価証券。これは有名ですね。有価証券報告書に虚偽記載をして、非常に業績のいい会社のように見せかけていたけれども、粉飾がありました。そのことが原因で代表者が逮捕されてしまったために、株価が暴落してしまったという事件です。

#### (10) エレメント事件

レジュメの第1, 12番に書いてあるものは絵画レンタルです。私どもはエレメント商法と言っていますけれども、エレメントという販売店がクレジットの名宛人になっていたから、エレメントというのです。

昔キャッチセールスなどで被害に遭った人のところに連絡が来て、「クレジット被害救済団体」だと言って、なぜか小脇に『消費者六法』を持っていた、という本当にできた話です。『消費者六法』を持って勧誘に来たお姉さんが、喫茶店で「救済に来た」と言うのです。絵画をレンタルすることによって入ってくるレンタル料でクレジット債務を支払っていけば、今回組むクレジットも完済できるけれども、前の被害の分も回収できると言ったというものです。

首謀者は山口組系の後藤組、良知組ということで、割と暴力的な団体だったのです。そのために、珍しく警察が素早く入って逮捕されました。警察が入ったの被害回復の形になりました。

### (11) 岡本倶楽部事件

たくさんあって、これの説明だけをしていても仕方ないので、後はざっと見ていただければ分かるのですが、このようにたくさんやっていく中で、昔とは違ってきたなと感じる部分がありましたので、そこをかいつまんでいきたいと思います。

次の岡本倶楽部の事件は、大変変わったことが起こりました。つまり、それまでは、何か被害が発生すると、弁護団の方に依頼が来るわけですが。そのような時に、弁護団に頼むかどうかについて、被害者たちが非常に躊躇するということが起きました。どうすることが一番自分にとって得なのかということが先に噂として流れたり、あるいは加害者側の息のかかった団体が誘導したりして、被害弁護団に頼まないということが起きたのです。

「どうせ破産になるならば、弁護団などに頼むと弁護士費用がもったいないよ。自分で破産の届出をすれば、同じ額だけ配当があるんだから、弁護士なんかやめなさい。」というような話があって、このとき被害弁護団は、被害者全員の1割程度しか組織することができませんでした。

その結果、破産管財人が被害弁護団との協力関係を拒否してきました。一部の債権者に対して情報提供したり、特別な取扱いができないということで、非常に消極的な態度に出られました。警察が入って押収した資料等を、弁護団としては、中を見て、その中から周辺の責任者に訴訟を起こしたいという気持ちもあったのですが、そのようなことの協力も管財人から拒絶されて、非常に困難な運営状態になりました。

他方、何か私たちが知らないような今まで消費者事件の関係で会ったことのない弁護士が、各地を回って講演をして、債権届出の方法について安く対応するというようなこともあったり、それから「被害者の会」と称するところが届出業務を代行すると言って、2000円程度のお金を集めたり、いろいろと変わった動きがあった事件です。これは今までにないことで、弁護団としては、初めてのことにちょっと面食らったということがありました。

なかなかそのように初動も管財人とうまくいかなかったり、組織数が少ないということもあって、破産で集められなかった他の関係者を追及して回収するなどの業務もあまりうまくいかなかったという、障壁に行き当たった最初の経験だったように思います。

### (12) 安愚楽牧場事件

次に安愚楽牧場事件ですが、これは消費者庁ができてから起きた戦後最大の被害事件です。7万人が4200億円の被害を被ったというものです。これは預託商法の恐ろしい面が出ておりますけれども、長く続けば続くほど被害がすごく大きな形で破綻してしまう、被害が出るまでほとんど気付かないという例を示した事件です。

### (13) MR I 事件

それからMR I 事件は、外国との接点が出てきてしまった事件でした。日本人だけが被害者ですが、すべての被害金がアメリカに集められて、アメリカでなくなってしまったというのです。そのために、解決するためにはアメリカにいる加害者らを訴えなくてははいけ

ないというようなことで、アメリカの訴訟制度などを研究して対応しないといけませんでした。これはクラスアクションを弁護団が用いた事件です。

### 3 消費者集団被害事件の種類

そのようなことで、今も続いているジャパンライフやケフィアの事件などもありますが、自分自身23年間ぐらいですか、ずっと集団事件をやってきましたが、事件の種類としては、ほとんどが不法行為訴訟なのです。先ほど集団訴訟は消費者契約法関連の、というお話がありましたが、私が体験してきたものはもうほとんどが不法行為訴訟です。不法行為訴訟から破産になっていくということもありますが。契約の問題ではなくて、周辺の間人も含めた責任追及の必要がありますし、契約関係の問題ではもう終わりにできないので、不法行為訴訟が本質部分でした。

あと、新しいといえますか、それとは別のものとしては債務不存在確認があります。これはもう、ほぼクレジットの問題なのですけれども、この2本立てだと思います。

### 4 消費者集団被害事件の問題点

#### (1) 破産予納金

破産の場合、破産に移行せざるをえなくなる時、もちろん財産散逸を免れて、平等分配を目指すわけですが、何といても大きな問題は破産の予納金です。集団事件になると、関係者が多いために経費が非常にかかるということで、裁判所は一定の予納金がない事件を受けられないと言います。しかし、被害者たちは、もう既にお金を皆奪われ尽くされていて、さらにこの上予納金を集めることはなかなか難しいのです。

最初に申しましたKKCの時は、法律扶助協会からお金を借りて予納金ということがありましたが、当時はまだ予納金の額も数百万円というぐらいの感じだったと思います。この頃はもう、数百万円単位では集団事件の債権者破産の申立てはできませんで、1000万円を超えるお金が必要です。

ジャパンライフは、何度も言っているのですが、ご承知の方も多いと思いますが、平成30年3月に弁護団が債権者破産を申し立てたとき、これは各地の消費者弁護士の方をお願いして、集めている基金等から借金をして、お金を作って予納金にしました。「そういうことができるじゃないか」と言われても困るのですが、それは本当に窮余の策で、奇跡的にできたということで、今後も繰り返しその方法でやることは難しいと思います。

破産は、行き詰まった最後に残っているものを何とか確保する大切な制度ですけれども、破産予納金をどうするかという問題が解決できないと、ずっとこれを使うことができないままになってしまうと思います。これを何とかすることが、今、考えなければならない問題だろうと思います。

#### (2) 依頼者の質的变化

集団事件をやっておりますと、普通の事件の場合とは色々と違う問題に当たります。今

回の企画では、訴訟形態が今どんどんと進化してきて、現状はどうかという聞かれ方をされてはいますが、集団事件は、本当に起きたときには、弁護士は皆押っ取り刀で集まって、必死にその事件を解決しているだけで、それを集積してどんどん進化させているわけでも何でもなくて、そのときに行き当たりばったりの知恵でやっているというのが、現実ではないかと思います。

また、事件ごとに顔も違いますし、集まった弁護士の顔ぶれも違いますので、微妙にそのやり方も違ってきます。何よりも私が感じていることは、依頼者が変わってきたのではないかと思います。非常に、何でもそうですが、別に訴訟や被害などにかかわらず、希望していることは「安全、簡単、早くて、安い」のような話です。早くて、安く、簡単にできることを要求されます。

ですが、この集団被害を訴訟で解決していきましょうという時に、「早く、簡単に、安く済ませろ」と言われても、それはできないので、このニーズのずれをどうしたらいいのかということは非常に悩むところです。

そして、当事者意識をなかなか維持していただくことが難しくなっているとも思います。途中で連絡がつかなくなってしまう依頼者もいます。若い方たちの弁護団をやったばかりのところですが、途中で連絡がつかなくなってしまった人が何人もいて、もう本当に困ります。LINEで連絡してほしいというような話があったりするのですけれども、なかなか何百人もの人と自分のスマホでLINEを結んでいるということは、考えただけでもぞっとする感じです。そのような本当に昔とは違う問題が出てきて、集団事件を維持することも大変難しくなっています。

裁判で100%に近い回復ができる、あるいは8割くらいは間違いなく回復できるということであれば、これに対する期待も関心も強くなって、皆がきちんとした対応をしてくれるのかもしれませんが、なかなかそうもいきません。数%くらいの回復のために、2年も3年も時間がかかるというような実情をどう説明して、理解をいただいて、集中力を絶やさず依頼者の関心を引き付けておけるのかということ、大変難しい問題だと思っております。

このあとのシンポジウムでも、またこのお話ができたと思います。以上です。

## V 基調講演3 『消費者裁判手続特例法』の最新運用状況と今後のさらなる活用に向けて

司会（洞澤） 続きまして、日弁連消費者問題対策委員会幹事の太高友一さんから、『消費者裁判手続特例法』の最新運用状況と今後のさらなる活用に向けて」と題しまして、基調講演をいただきます。

太高さんの詳細なプロフィールにつきましては、資料の表紙を開いていただいた1枚目にございますので、ご覧下さい。それでは、太高さん、どうぞよろしくお願いいたします。

## ◆ 大高友一氏（弁護士・日弁連消費者問題対策委員会幹事）

### 1 はじめに

ただ今ご紹介いただきました、大高でございます。基調講演3本目ということで、お疲れのところとは思いますが、もうしばらくお付き合いいただければと思います。

私の方からは、先ほど三木先生からご紹介がありました、『消費者裁判手続特例法』の最新運用状況と今後のさらなる活用に向けて」ということで、お話をさせていただきます。

内容的には、最初に制度の概要をご説明いたしますが、三木先生からもかなりご紹介いただきましたので、おさらいということで本当の骨だけをお話いたします。

メインは、特例法が施行されて2年半が経つということで、実際どのような使われ方をしているかというところを、できるだけご紹介したいと思っております。

3点目として、さらなる活用ということで、三木先生からもありましたけれども、この制度は、元々あらゆる消費者事件に万能に使えるという制度ではございませんので、それをどううまく使っていくかということです。それを幾つか、アイデア的なところを、ご紹介したいと思っております。

もっとも、何か詰めた議論というよりは、後半のパネルに向けたご提案ということで、一つの問題提起として、ご理解いただければと思います。

### 2 制度の概要

#### （1）手続の特徴・流れ

それでは、中身に入ってまいりたいと思います。まず概要からでございます。

三木先生からもご紹介がありましたように、この制度の特徴は2段階方式ということで、一つの事案を、いわゆる共通争点と個別争点に分けて、共通争点の方だけを先に1段階目で審理を行います。

それで1段階目の判決により、共通争点のある・なし、認められるか、認められないかについて先に確定させた上で、2段階目の手続で、消費者、被害者の参加を募って、その後は個別争点の審理を行って、それぞれ参加していただいた方について、破産手続に準じた手続で個別審理をする。これが大まかな制度のイメージになります。

この2段階目の流れですが、最初に通知公告といいますか、被害者に通知をして、または新聞やウェブサイト等で公告して参加を募る。その上で、被害者から団体の方に届出をしてもらい、団体の方で取りまとめをした上で、被告である事業者の方に提出をします。

その後は、まず簡易確定手続ということで、書面ベースの簡易な非訟手続になっており、簡易といっても限度はありますけれども、通常の訴訟手続に比べればシンプルな方法で、まず争いのある被害者、争いのない被害者を仕分けた上で、迅速に確定をしていく。また、簡易確定決定により、最終的には裁判所も一定の決定を下すという仕組みになっておりま

す。

もちろん争いがない被害者は早々に被害回復をしてもらう。まとまらないものについては、異議後の訴訟ということで、通常訴訟手続に戻しまして裁判を続行する。本当に大ざっぱに申し上げれば、このような2段階目の手続になっているということでございます。

## **(2) 対象事案のイメージ**

今申し上げたことが手続の概要でございますけれども、新しいこの特例法の裁判手続の対象になる事案は、先ほどの三木先生の基調講演でもありましたけれども、生まれの由縁もあって、それ以外の事情も色々あるかと思いますが、一定のものに限定されているということになっています。

「対象事案のイメージ」は、消費者庁がお作りになった資料をそのまま今日はいただいてまいりました。詳細は、今日は触れる時間がございませぬが、大ざっぱに3点ほど申し上げられると思います。

一つには、消費者契約関係がある、つまり被告となる事業者と被害者との間に、消費者契約的關係があるということ。定型的な請求損害であるということが二つ目。三つ目としまして、金銭的な請求であるということです。このあたりが大きな特徴として指摘できるかと思いますが。

## **(3) 対象とならない事案のイメージ**

逆に、今申し上げたような、三つの大きなメルクマールに当てはまらない事案については、いわゆる消費者事件に該当すると一般的には理解されているような類型の事件であっても、この特例法の裁判には乗ってこないということになります。

例えば有価証券報告書の虚偽記載の事案です。これは典型的な消費者被害事件になりうるわけですが、これについては、株を買った方、有価証券を買った方と発行者との間に、必ずしも契約関係があるわけではないということで、対象にはなりにくい。なる場合もないわけではないが、なりにくい。

個人情報流出事件も、主に問題となるのは、慰謝料的な請求が中心になることが多いわけですが、これは元々対象となり得る請求権から除外されている。また、製品事故や食中毒のような事件も、いわゆる消費者事件でありますけれども、主に生命・身体の被害を請求する事案でありますので、ほぼ特例法の裁判の中には乗ってこないことになっておりまして、なかなか範囲が狭いということが、実際としてあるということでもあります。

そのあたりを踏まえた実際の運用状況は、後ほどまた詳細に幾つかご紹介したいと思います。そのあたりを制度の範囲として押さえていただければと思います。

## **(4) 「特例法」における和解**

あと、後半のパネルディスカッションとも絡みますが、先ほど三木先生の冒頭にありましたように、集合訴訟は、最後まで訴訟によって実際にやろうとすると、実はかえって大変な部分もありまして、やはり和解で解決することが非常に重要だということで、特例法でも、和解による解決は当然排除されていないということになります。

ただ、特例法による訴訟内の和解は、若干頑なといいますか、少し硬いところがあります。例えば1段階目の共通義務の確認訴訟で和解ができるとなっておりますけれども、基本的には共通義務が、あるか、ないかの和解ができるとしか書いていなくて、つまりイエスカノーカの和解しかできないということです。イエスであれば第2段階目に行きましょうという和解ですので、なかなか実際に使いにくい部分がある。

第2段階目で、被害者が参加してきた後の手続での和解。これはもちろん授權を受けておりますので、団体が被害者に代わって和解できるわけですが、ここまで手続が進んだ場合ですと、実際には損害額についてのみの和解ということで、責任を認めるか、認めないかなど、そのようなところを含めた柔軟な和解は難しいことになります。

三木先生からもお話がありました。特例法で、実は活用の余地があるのではないかと私も思っていますことは、訴訟外で協議をして解決していくというパターンであります。これを和解と呼ぶのか、そもそも訴訟上の和解ではありませんので、いわゆる和解契約なのか、分かりませんが、いずれにしても、特例法には明文での規定はございません。このような訴訟外で団体が事業者と話をし、協議をして、一定の解決を図るということがそもそも許容されているかについては、特例法には明文の規定としては置かれておりませんが、消費者庁が出しておりますガイドラインで、このような協議を行って、それに基づいて自主的な被害回復を行うことは、必ずしも排除されていないと明記されておまして、一応、可能だろうと理解をされております。

ただ、訴訟外で合意することは、特段その団体は被害者から何か依頼を受けているわけではないものですから、当然のことではあります。被害者を法的に拘束するような和解、要するに、もうこれでそれ以上の金額は請求できないなどといった、被害者の権利を縛るような合意は当然できない。これは法的に無理であるということになります。

また、当然ではあります。一部の被害者だけを不当に利する合意はできない。これはガイドラインの方で示されております。

あと、和解の場合、例えば、先ほどの三木先生の事例でありましたような、電鉄会社が過剰請求をしていた場合。ICカードなどを使っている人についてはある程度特定ができるかもしれませんが、普通の切符を買って乗った人の中だとすると、なかなか特定が難しい。そうすると、被害者がいるはずだけれども、被害回復を実際どのようにやったらいいか分からないというケースで、では代わりにどこかに寄附などをして、間接的に被害回復を図りましょうという、アメリカのクラスアクションでは、そのような手法を取られることもございます。

このようなことが、できるのかということがありますが、法律的には微妙な問題があるとされているということで、訴訟外の協議については、明文の規定がないこともあって、どこまで団体ができるのか、どこまでやっていいのかということが、必ずしもよく分からないという問題がある点を一つ指摘しておきたいと思っております。

## (5) その他

あと、後半の関係で少しご紹介しておきたいことは、この制度では、特定適格消費者団体が訴訟のイニシアチブを取っていくようになるわけですが、当然コストがかかります。なかなかただではできないということで、弁護士法 72 条の特則になりますが、第 2 段階まで行って、被害者が参加してきてくれた場合に限りませんが、参加してきてくれた被害者から一定の報酬をもらうことができるということになっています。ただ、もらえる金額には非常に細かい制約がガイドラインにあります。

また、面白い制度がもう一つありまして、特定適格消費者団体は、特例法の裁判を起こす前、もしくは起こしてからでもいいのですが、仮差押えをすることができます。この仮差押えの面白いところは、将来、参加をしてくれるだろうという被害者の数を見積もって、その参加者の分をまとめて被保全債権として仮差押えができる。例えば一人当たりの請求額が 10 万円の事件があって、将来 1 万人くらいは参加してくるだろうと想定できる事件であれば、10 億円を被保全債権として事業者の資産の仮差押えができる。

ただ、こうなりますと、当然弁護士であればよく分かっていただけだと思いますが、保全に当たって必要となる担保金が非常に高額になります。団体でこれを用意することはほとんど不可能ということで、現在、国民生活センターによる保証金の立替制度が設けられております。ただ、現状、この制度を使った事例はないということになっております。

非常に駆け足ですが、今、制度の概要を必要な範囲でご紹介いたしました。

### 3 運用状況

#### (1) 特定適格消費者団体の認定・活動状況

それでは、本日の本題であります、特定適格消費者団体の特例法訴訟の活用状況についてお話ししたいと思います。

まず、現状、三木先生からもご紹介がありましたが、施行 2 年半で、全国で 19 団体の適格消費者団体がございますが、そのうちの 3 団体が特定認定を受けております。それぞれの特定適格消費者団体の現状の特例法に基づく提訴、もしくは申し入れがされた事案につき、相手方事業者名だけ書かせていただきました。最初に特定認定を受けた COJ（特定非営利活動法人消費者機構日本）はすでに 2 件提訴されて、申し入れも 4 件でございます。2 番目の KC's（特定非営利活動法人消費者支援機構関西）は、申し入れが 2 件です。最近認定を受けた埼玉の消費者被害をなくす会は、1 件の申し入れをしていると、このような現状になっております。

本日は、このうち、提訴された COJ の 2 件と、申し入れ活動によって返金を実現した KC's のイソフラボンの事件を、詳しくご紹介してまいりたいと思います。

#### (2) 東京医科大学入試差別（COJ）

まず、COJ さんが第 1 号で、昨年 12 月に提訴された、東京医科大学の入試差別です。事案の内容につきましては、先ほど三木先生からご紹介のあったとおりです。以前から、東京医科大学が、おそらく現役の男性受験生を優遇するという目的で、女子受験生および



浪人生の得点を、一次、二次とあるうちの二次試験の方で得点操作を行っていたということが明らかになりまして、それで、このようなものは不法行為であるということで、平成29年、30年度の女性、浪人、「高等学校等コード51000以上」の志願者——「高等学校等コード51000以上」とは、大検受験者もしくは外国語学校のようなところが入ります——これを被害対象として、入学検定料や受験料や受験に要した旅費等の支払いを求めるといふ訴訟になります。

昨年の8月に問題が発覚してから、すぐにCOJさんが取り組みを始められまして、当初は申し入れをして大学と協議をしていたようですが、なかなかまともな回答を得られないということで、12月に提訴に踏み切ったという経緯であります。

請求の内容は、まず主位的請求としては、募集要項において、このような得点調整を行うこと自体が本来許されないということを前提にしつつ、そのような得点調整をするということを示さずに募集をして、受験料を払わせて試験を受けさせたということが、そもそも不法行為であるということが主位的請求ということで、対象消費者としては、受験生のうち二次試験に合格しなかった女性、浪人生、高等学校等コード51000以上の人としていきます。

予備的に、このような不当な得点調整をすることが、そもそも入試における大学側の裁量を逸脱する行為で不法行為であるということで、得点調整は、先ほど申し上げたように、二次試験で行っておりましたので、予備的請求では、一次試験には合格したけれども、二次試験に合格しなかった人、つまり一次試験でだめだった人は元々得点調整の問題外ということで、予備的請求では少し被害者の範囲を狭めて、請求を行っているという形でございます。

今のところ、訴訟の状況を伺っていますと、大体、争点整理の最中で、大学の方からは、支配性といいますか、そもそもそのような得点調整を明らかにしたからといって、受験をしなくなったとは限らないではないかなど、そのような因果関係や支配性などが争われていると聞いております。

### **(3) 情報商材購入代金の返還請求 (COJ)**

続きまして、2件目の訴訟です。これは情報商材購入代金の返還請求ということで、いわゆる最近このような情報商材系の被害が非常に増えてきております。「これさえ入手すれば必ず儲かる」など、そのような商材で、ほとんど中身がないものを、そこそこの値段で売るということで、この場合は「これさえ買えば仮想通貨で大儲けできる」というような触れ込みのDVD、もしくはサービスを誇大広告で売っていたということで、販売会社とそこの首謀者的に出ている個人を、併せて被告として訴えております。

どのような勧誘をしていたかといいますと、ウェブサイト上での説明の概要ですが、「参加者にわずか3か月で16億円稼がせた」「1日7万円稼げるのですぐに元が取れる」「自動的に億万長者になることを本気で決意したら、すぐクリック」など、いかにも怪しいことが並んでいて、お手元の資料には、著作権上の問題があるので入れていないですが、この

ような感じのウェブですね。稼ぐためのバイブルということで、大々的に宣伝して売りつけていたということです。

これについても、おととしの2月以降、COJさんが取り組みをされて、相手から「返金をします」という回答はあったのですが、誠意のある対応がなかったということで、今年の4月26日に提訴に踏み切られております。こちらの方は、今まだ訴訟が始まったばかりということで、第1回が終わったばかりと聞いております。

#### (4) イソフラボン購入代金返還請求 (KC's)

続いて、イソフラボンの購入代金返金請求、KC'sが行った事案です。もうおととしの11月になるのですが、葛の花由来イソフラボンという機能性表示食品として届け出がされた食品がありまして、実際、論文等の報告で、これを食べると若干痩せる効果があるとされています。大体3か月でウエスト0.7センチぐらいは痩せる効果があるらしいです。

そのようなエビデンスがあるというものを配合した食品で、そのうち、宣伝が過熱しまして、これを見ていただきますと、一見、お腹の脂肪がマイナス20センチに見える宣伝ですが、よく見ると20平方センチメートルです、これは。要するに、脂肪の面積が20平方センチメートル減るということで、これは確かにそのようなデータがあるのですけれども、写真をぱっと見たら、ウエストが20センチぐらいい縮まりそうに見えますね、どう見ても。このように、皆さん、競争のように過激に宣伝をやっています、ついに消費者庁が優良誤認表示だということで、16社同時に措置命令を出したという事案です。

結局これは、確かに痩せる効果がないわけではないが、わずかながらあるというものを、本当に10倍・20倍に膨らませて宣伝した事案で、なかなか悪質ではあるよねということで、KC'sの方が申し入れをいたしました。これは優良誤認表示であるというだけでなく、ご承知の方はいらっしゃると思いますが、2017年1月にいわゆるクロレラのチラシ最高裁判決により、このような広告も消費者契約法上の勧誘に該当するということになりましたので、この件についても、ほとんどオンラインショッピングで販売されているものですから、まさしくウェブ上の表示を見て、皆さんはクリックして買うということで、これはもう当然に不実告知による勧誘であるという前提で、15社に対して返金を求める申し入れをいたしました。

ここでこの件のような訴訟外の和解における面白い特徴的な点として申し上げたいことは、先ほど三木先生のところでもありましたように、本来これは、裁判をやったら、あくまでも不実告知だといって契約解除を申し立てた人だけが救済される。しかもお金だけを返してもらえということが限度となりますが、KC'sは、購入した人全員に対して、「誤認して買った場合は、返金を求めることができるよ」と通知しろとまず要求しました。その上で、消費者から返金を求められた場合は、返金に応じなさいと。これが2点目の要求。三つ目が、さらにKC'sに対して、返金の実施状況を定期的に報告せよという申し入れをいたしました。

特に報告まで含めるとなかなかハードルの高い申し入れではないかと思われたわけです

が、15社のうち11社は全面受諾。3社は、購入者への通知はしないけれども、個別に返金はするなど、一部の申し入れに応じた。そのような形で、ほぼ申し入れが認められた形で解決いたしました。

2019年3月現在、各社から報告が上がってきていまして、12社合計で、1万6,472名に返金の実現されています。ただ、これは絶対数を見ると多いように見えますが、では、割合でいうとどれくらいかと申しますと、事業者からの報告によれば、販売総数は9万1,582人です。ですから、大体20%は行かないかなで、15%から20%と。これを多いと見るか、低いと見るかは、評価が分かれるところですが。結構、業者によっても返金率に差異がありまして、このあたりの結果はより詳細を分析しないといけないなと思いますが、一つの結果としてご紹介したいと思います。このあたりをどう評価するかは、後半のパネルディスカッションでまた議論したいと思います。

## 4 さらなる活用に向けて

### (1)「特例法」の課題

それでは、最後は、後半のパネルディスカッションに向けまして、「特例法のさらなる活用に向けて」ということで、お話をしたいと思います。

特例法は、制度を作ったときから、すべての消費者事件を網羅的に救済できるようなシステムになっていなかったわけでありまして。それはもちろん分かってはいたことで、その中で「じゃあ、頑張って使おうね」との趣旨で制度ができたわけですが、残念ながら、先ほど後半の冒頭にご紹介をしたとおり、実際に取り組みがなされている事案の件数は、決して多いとは評価できないだろうと思います。もちろん特定適格消費者団体として手を抜いているわけではないですが、現実的にはそれほど多い数ではない。

その課題はいろいろあるかとは思いますが、何点かご紹介するならば、一つは、やはり救済範囲が限定的である。これは三木先生のお話でも出てきておりましたが、そもそも対象事案が一定の類型に限定されている。損害の類型も限定されている。

さらに、被告適格も限定されている関係で、「会社にはもう財産が残ってないよ。法人代表者や従業員に全部資産が流れていますよ」という、先ほど大迫先生から報告があったような事件はほとんどそうだと思いますけれども、このような事件はそもそも、なかなか実際に取り上げることは難しい面があります。

ちょっと順番が逆になりますが、和解に関しても、先ほどのイソフラボンの件はうまくいった事例ですが、先ほど和解のところでご紹介したとおり、法制上、どこまでできるかということが、なかなか明確になっていないところもあって、非常にそのあたりが特定適格消費者団体としてもやりにくいところでもあります。

さらに、実際、この制度は、消費者の負担を軽くする目的で作った制度ではあるわけですが、その反面、特定適格消費者団体の負担が必ずしも軽いとはいえないという制度になっています。先ほど冒頭で、第1段階で勝ったら消費者に通知をしますと申し上げま

したが、この通知・公告に要する費用は、まずは特定適格消費者団体が出さないといけません。

もちろん対象消費者から報酬をもらうことによって、一定、回収ができる可能性はあるわけですが、思いのほか、参加する人が少なかったら赤字になるわけですから、団体としては、確実に報酬で返ってくるからということだけをあてにして、訴訟を起こすわけにはいかない。場合によっては、全部、持ち出しても大丈夫だという確信がなければ、訴訟を起こせないということで、このあたりの負担は重たいと思います。

それと裏腹ではありますけれども、特定適格消費者団体は、残念ながら、人的・財政的基盤が今なお強いものではなくて、認定要件も厳しい上に、そのような体制が十分ではないということで、多数の案件を一度に取り扱える体制はないという状況にあるということでございます。

## (2) 「特例法」のさらなる活用に向けての提案

それで、どのようにやったらいいのでしょうかということはあるのですが、後半のパネルディスカッションに向けて、ここでは三つほどご提案をしたいと思います。

一つは、和解の活用です。先ほどの三木先生のお話の延長線上です。二つ目は、仮差押えの活用。三つ目が、既存の弁護士による解決とのコラボレーションの可能性はないのかというところ。この三つあたりをお話ししたいと思います。

## (3) 「和解」のさらなる活用

和解の話はもうすでに出てきているところではありますが、三木先生のお話のとおり、集合訴訟は、もとより和解で解決することが最も望ましいということは、言うまでもないことであります。双方の負担や、あとは、個々の事情を全て裁判手続の中で明らかにしていくことは非常に困難を伴うことから、やはり和解で迅速に解決していくことが非常に望ましい。かつ、事案の特徴に応じた、金銭賠償だけに限らない柔軟な解決ということも可能になります。例えば契約期間を延長するなど、そのようなことも可能になります。事業者にとっても当然メリットがある話でありますので、そのようなことから和解の活用が期待をされるところであります。

が、ここも、これまでの話の繰り返しになりますけれども、アメリカであればオプト・アウト方式ですので、和解であっても、被害者の皆さんに対して拘束力があるのですが、少なくとも日本の法制度の下では、被害者に対する拘束力はありませんから、事業者にとっては、和解に応じるインセンティブがどこまであるのかという問題があります。

また、特定適格消費者団体にとっても、先ほど報酬がもらえるという話を言いましたが、これは2段階目まで行って初めてもらえるわけですから、訴訟外で解決した場合は、まさしくただ働きをしなくてはいけないのではないのかという問題があって、この点からも、特定適格消費者団体にとってインセンティブの問題があります。

また、先ほど、法制上明確ではないという観点から、いわゆる柔軟な和解で、色々な柔軟な和解がどこまで許されるのかということを申し上げましたが、このあたりがやはり課

題としてあると思います。

細かいところには今日はもう触れませんが、このようなところの課題を解決していけば、より和解の活用が見えてくるのではないかと思うところでもあります。

一つ、和解により早期に解決したカナダの事例を簡単にご紹介します。カナダのメープルリーフ事件とって、分かりやすく言うと、カナダの雪印事件です。食中毒でたくさんの人に被害が出てしまったケースです。このケースでは亡くなった方まで出てしまったということで、その当時、カナダでは相当話題になった事件だそうで、2008年の事件です。

この事件は2008年7月に発覚したあと、8月に、カナダはクラスアクション制度があるのですけれども、クラスアクションが提訴されまして、年内には和解が成立して、2009年、翌年の3月には裁判所による和解の認証も受けるという、すごく早期の解決であります。

和解の骨子としては、事業者が一定額を基金として拠出して、被害者の症状の程度に応じて、レベルに分けた上で、一律に和解金を払うということで、「和解で定められた症状レベルの例」にあるようにレベル1からレベル12までをさだめて、このレベルに応じた賠償額を決めて、一気に解決をしたということでもあります。

これはB型肝炎の解決に非常に似たところがありますね。あれは、事実上、国が合意事項を将来の提訴者に対しても守りますという和解でしたけれども、カナダの事例は本当に拘束力のある形で、このような和解をしたということです。

非常に面白いことは、解決に至るまでのスピードです。問題発覚から1年以内に和解成立まで行っている。実は、この背景には、事業者側の方が積極的に和解を望んだといえますか、早期の解決を望んだという事情があります。

というのは、日本でも、雪印は食中毒事件のあと解体という結果になりましたが、やはりこの会社も非常に大きな事件を起こしたということで、会社の危機であると。非常に危機感を持って、これを何とかしないとわが社は潰れるということで、積極的に対応されたということです。

実際、問題発覚時には、「M社の商品は買わない」と回答した人たちが60%もいたのに、和解ができた直後には29%まで下がった。要するに、レピュテーションを非常に回復できたということで、リスクマネジメントのいい例だということで、ビジネススクールなどでも取り上げられていると紹介されておりました。このような和解ができれば、非常にメリットがありますという事案のご紹介でした。

#### **(4) 仮差押えのさらなる活用**

次に、仮差押えの活用に移りたいと思います。仮差押えは、先ほどご紹介したように、まとめて事業者の財産を押えることができれば非常に大きなメリットであります。適切なタイミングで仮差押えをすれば、うまくいけば、悪質事業者の財産が散逸する前に財産を押さえて、被害回復することができるよねということも、ありうるということもございます。

ただ、これは非常に問題がありまして、仮差押えは申し立てれば簡単にできるというこ

とではなくて、当然、疎明資料が必要です。とりわけ被害があったことは分かりますけれども、どれくらい保全の必要性があるのか。要するに内部事情ですね。または、どのような財産を押さえることができるのかという情報。このような内部情報が入らないと、実際、仮差押えは難しいだろうと思います。ですので、このようなところをうまく課題として克服していかないと、今のままではなかなか使いにくいかなということで、このあたりは検討課題だろうと思います。

#### (5) 弁護団とのコラボレーション

三つ目、として弁護団とのコラボレーションということをご提案したいと思います。

これは、これまで見てきましたように、特例法による裁判も、弁護団方式による救済も、それぞれ長所・短所が恐らくあるのだらうと思います。それぞれレジユメに書いてあるとおりでありますが、このようなそれぞれの長所・短所を、うまく双方の手続を組み合わせることによって、弱点を補い合って相乗効果を生み出せないかということが、最後の問題提起であります。

一つ、このコラボレーションのモデル事例として、化粧品の事例を紹介いたします。オンラインで製造直販している、Y社のファンデーション、1個5,000円。これを使用した消費者に、湿疹やしみなどの身体異常が発生した。ところが、Y社は、これはあくまで個人の体質の問題である、商品の瑕疵ではないと言い張って、販売を継続した結果、被害が拡大したと。要するに、Y社の方は、自分たちの責任原因を争っているという事案です。

では、コラボレーションをどうしていくか。そのイメージの1例ですが、まず弁護団が組まれます。弁護団から被害者に呼び掛けをして、被害者を集めていく。それと並行して、特定適格消費者団体の方に情報提供していただいて、特定適格消費者団体から特例法による共通義務確認訴訟を起こす。

ただ、特例法で救済できるのは、このケースでいえば、代金5,000円だけです、原則としては。いわゆる、身体・生命損害は対象外ですので、特例法の訴訟で賄えない部分はやはり個別訴訟をやっていただく必要があります。ですので、個別訴訟も必要に応じて、並行して提訴しておいてもらう。それで、共通争点、要するに商品に瑕疵があったかどうかについては、特定適格消費者団体が裁判をやって、そこで頑張ると。

共通義務確認訴訟で勝った場合は、特例法の対象となる損害は2段階目で請求。それ以外については個別訴訟でやる。

このようなコラボレーションのいいところは、2段階目手続で被害者への個別告知をしますから、そこでまだ弁護団に参加していない人がいれば、弁護団を紹介して、特例法では救済できない損害についても同時に対応してもらうことができるようになる。

これは訴訟をやったケースでイメージさせていただきましたが、もちろん和解もできますから、途中でY社と協議をして総合的な和解をする、個別被害の分も含めた和解をすることももちろんできることになります。

このようなコラボレーションのメリットはどのようなことがあるかと考えてみますと、

一つは、特例法訴訟から見ますと、いわゆる対象外の損害も併せて救済を行うことが可能になるという点。また、弁護士と共にやることによって、広報効果も期待できるということになります。

弁護士の方から見た場合は、2段階目の手続で、対象消費者全員に通知がされますので、被害者のより深い掘り起しができる可能性がある。また、和解に関しても、個別の被害者の集合体も重要ですが、特例法では当然被害者全員がバックにいるのだということが言えますので、それを背景にした有利な和解交渉を進めていくということも十分ありえるのではないかと。また、仮差押えが必要な案件であれば、弁護士からすれば、依頼者の数を超えた集団的な仮差押えもできるようになるのではないかとということでもあります。

今は、メリットばかり申し上げましたが、実はなかなか課題も多いだろうとは思っています。当然、情報交換をどのようにしていくのか。弁護士と団体との棲み分けをどのようにしていくのか。いろいろ実際には、難しい課題もあるのだろうと、正直、思っておりますけれども、このような可能性も考えていっていいのではないかとということでご紹介した次第です。

#### (6) 最後に

まとめですけれども、現状、なかなか特例法の運用が苦戦をしている面があることは否めないわけですが、ただ、一方で、本邦初公開の画期的な制度であるということは間違いない事実かと思っております。

ですから、「なかなか使いづらいよね」と言っているだけではなくて、やはり何とか使えるように頑張る。そうすれば、消費者被害の救済だけではなくて、いわゆるウィン・ウィンでやっていくことも可能ではないかといえると思います。

できれば、三木先生からも冒頭ありましたように、本当に施行後2年半を経て、このように見直しをして、うまくいっているのかと見ていくのにはいいタイミングになってきていると思います。今日のシンポジウムが一つのきっかけになって、制度のさらなる改善・活用につながれば、いいと思っております。ありがとうございました。

○司会（洞澤） 大高さん、どうもありがとうございました。

.....

## VI パネルディスカッション

○司会（加藤） それでは、時間になりましたので、これよりパネルディスカッションを始めさせていただきます。

パネルディスカッションは、日弁連消費者問題対策委員会幹事の伊藤陽児さんにコーディネートをお願いいたします。パネリストは、先ほど基調講演をいただいた三木さん、大迫さん、大高さんの他、全国消費生活相談員協会理事であり、消費者団体訴訟室長でもあ

る石田幸枝さんにご参加いただきます。石田さんの詳細なプロフィールにつきましては、お配りいたしました資料に記載してございますので、ご覧ください。

なお、質問用紙や質問・意見用紙につきましては、パネルディスカッションの最中にも回収させていただきますので、ご記入次第、会場後方の担当事務局までご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。ただ、ご提出の時間が後になりますと、パネルディスカッションに反映できないということもございますので、この点をご容赦いただきますよう、お願いいたします。

それでは、以降の進行は伊藤さんにお任せいたしますので、よろしくお願いいたします。

◆コーディネーター：伊藤陽児氏（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事）

◆パネリスト：三木浩一氏（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

大迫恵美子氏（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員）

大高友一氏（弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事）

石田幸枝氏（全国消費生活相談員協会理事）

#### 1 パネリスト自己紹介・基調講演の感想等

伊藤 ただ今ご紹介いただきました、伊藤です。このパネルの進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

このパネルでは、この新しい消費者裁判手続特例法の訴訟手続のことを「特例法裁判制度」という用語で統一してお話をしたいと思います。

それでは、始めたいと思います。まずはじめに、各パネラーの皆様から、消費者問題、あるいは消費者団体訴訟制度などとの関わりを含めて、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、石田さんには、ここでパネラーということで加わっていただきましたので、前半の基調報告をお聞きになってのご感想なども、併せてお聞かせいただければと思います。

また、基調報告をしていただいたお三方には、他の方の基調報告をお聞きになってのご感想やご意見なども、お聞かせいただければと思います。

では、はじめに、石田さんからお願いいたします。

石田 ご紹介いただきました、全国消費生活相談員協会の石田です。よろしくお願いいたします。

私どもの団体は、公益社団法人全国消費生活相談員協会と申しまして、名前が長いものですから、通称として「全相協」と呼んでいただいております。国民生活センターの養成講座を修了した相談員の会として発足しまして、今年で41年になります。設立10年後に社団法人となり、そこから20年で、2007年のときに適格消費者団体



となりました。現在は公益社団法人となっております。私は、2007年の適格消費者団体の申請立ち上げのときに、事務方として入って、そのまま来ておりまして、2011年に現在の団体訴訟室長になりました。

本日は、そうした適格消費者団体の事務方としての立場と、それと、私どもの団体は相談員の団体でして、全国に1,900名ぐらいの会員がおります。大体が消費生活相談の窓口で相談員を務めている相談員の団体です。あと、週末電話相談を行政が相談を行っていない土日に行っておりまして、私はその相談の担当も務めておりますので、今日は、そのような相談員の立場と適格消費者団体の事務方の立場から、発言させていただきたいと思っております。

先ほど基調講演で先生方のお話を伺いまして、大迫先生のお話は、相談の歴史を聞くようなお話で、すべての事業者に対して記憶がありました。日頃から弁護団として先生が奮闘されているということは承知していたのですが、今回のお話を伺いまして、これほどの事件に関わっていらっしゃったのかということと、弁護団の皆さんが本当にご苦労されて、被害回復を図っているのだということが分かりまして、今更ながらですが、一相談員としてではなくて、相談員全体としてお礼を申し上げたいと思った次第です。

それと、三木先生のお話、大高先生のお話から、今回のこの制度の課題というようなものも、かなりあるのだということが分かりました。また今後に向けてということで、和解についてお話がありましたので、そのような考え方があるのだということが分かりました。実は、私どもの団体は、適格消費者団体ではございますけれども、まだ特定適格消費者団体にはなっておりませんので、今後に向けていろいろと考えていきたいと思いました。

伊藤 続けて、三木さん、よろしく願います。

三木 先ほど基調講演の中で申し上げましたように、今回のこの特例法裁判制度の立法には、一貫してずっと関与してきました。また、その前の差止訴訟制度の立法にも関与してきました。そのような観点から、本日のお声がかかっているのだろうと思います。

ただ、そうは申しまして、実務の運用の方を担当しているわけではありませんが、本日、基調講演で、大迫先生から、いわゆる伝統的な集団訴訟の歴史や、あるいはご苦労についていろいろ伺い、それから大高先生からは、この特例法裁判制度の運用上の工夫や、これから将来の課題も含めて、実務上のいろいろな観点から具体的な話が聞けて、大変勉強になりました。これからのディスカッションで、そのような実務との絡みでいろいろと議論ができれば、大変ありがたいと思っております。

伊藤 それでは、大迫さん、よろしく願います。

大迫 お話を聞いていただいて、ありがとうございます。東京弁護士会の大迫です。

私自身は、弁護士になってから、消費者弁護士というものは、もう常に起きている集団事件に関わらなければならないと思って、事件が起きたら「来い」と言われて、行くということが当たり前だと思ってやってまいりましたけれども、この新しい制度ができたときには、その制度ができる前から、いろいろ鳴り物入りで言われる中で、非常に締めつけられ、潰され、狭められていくさまを横から見ながら、自分がやってきた経験と今回できた団体訴訟というものは、あまり接点がないものだというように思っておりました。

それで、今日、基調報告を聞かせていただいて、そう簡単に見切るわけではなくて、これから利用できる、利用する方法を考えていく。もちろんこの制度も今後改正を加えて、さらにいいものにしていかなければならないという使命は、われわれ消費者弁護士にあると思いますけれども、そのような中で、どのようにしたら消費者に一番いい形が作れるのかという方法の一つとして、研究も続けていかなければいけないのだということを、改めて感じております。今日、このあとのお話でも、そのような部分について何かヒントがあるといいなと、今、思っております。

伊藤 最後に、大高さん、よろしく申し上げます。

大高 大高です。引き続き、よろしくお願いいたします。

私は、プロフィールのところにも書いておりますとおり、元々は、もう10年以上前になりますけれども、差し止めの消費者団体訴訟制度を作るときに当時の内閣府国民生活局に出向で行っておりました。また、今の特例法による裁判に関しても、三木先生とともに検討委員会の委員を務めました。また、現在、関西のKC'sの方の被害回復の検討委員会の委員も務めておまして、新しい制度の良いところも悪いところも、ある程度は理解しているつもりです。

その中で、今日、三木先生の話をもとに改めて伺って、またかつ、大迫先生からの非常にパワフルなお話を伺って、この制度をうまく使えないか、お互いに活かし合っていないかなということを今感じておまして、今日、そのあたりの勉強をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

## 2 集団的消費者被害の到達点

### (1) 伝統的な手法としての弁護団方式による被害救済の到達点や意義・近時の動向

伊藤 ありがとうございます。

それでは、具体的な議論に入っていきたいと思います。

まず、本セミナーのテーマは、「集団的消費者被害回復の到達点と今後の展望」ということになっておりますので、そのうちのまず到達点について、確認、議論できればと思います。

基調報告において、大迫さんから、平成8年から約20年にわたる弁護団の取り組みの歴史をご報告いただきましたけれども、集団的消費者被害に対しては、これま

で個々の被害者が弁護団に依頼して、集団訴訟の提起をする、または、債権者あつ旋の申し立てをするというような形で被害回復を目指すという、いわゆる弁護団方式による実践が積み重ねられ、成果を上げてきたところでございます。

石田さんから先ほど、すべての事件について記憶がありますというお話がありましたが、相談員の立場で様々なご経験をされてきているかと思えます。過去の集団的な消費者被害事件の歴史を振り返って、石田さん、そのご感想や消費生活相談員さんの立場から弁護団による救済が必要だと感じられることがあるか、どのような事例があるかなどを、お聞かせいただければと思います。

石田 先ほども申しましたように、記憶にあるという他に、当然のごとく、弁護団に紹介してきたというところがございます。

個人的に私として記憶に大きいもの、残っているものが、ココ山岡事件で、相談員になって何年間か経ったぐらいのところでしたので、全国的に弁護団が立ち上がって、説明会が開かれたりして、大規模な事件でしたので、「あ、こういうふうに弁護団が立ち上がって解決していくんだ」ということがとても印象的でした。

それともう一つ、先ほど愛染苑山久の事件について大迫先生からお話ございましたように、それと、布団のモニター商法もありましたけれども、あの事件の後に、特商法に業務提供誘引販売取引が規定されたという、法律まで改正されることになるのだということで、相談員として本当に印象に残っております。

弁護団の必要性ということになりますと、やはり大きな事件でも、当初は、大体、消費生活センターに相談が入ってきまして、そのときは、相談員は、勧誘に問題がなかったか、あるいは書面はどうなっているのかなどを、特商法、消費者契約法等に照らして、あつ旋解決に努めていくということになるのですが、大体、このような事件でも、最初の頃は、あつ旋で返金されたりして、被害回復が図られるという事案が結構あります。

それが幾つか重なって、だんだん返金額が減ってくる頃になると、相談員の方でも、弁護団は立ち上がっていないかと、弁護団の情報を集めるということになってきておりますので、やはり、センターで解決がつかないと弁護団ということになるかと思うのです。

その手前は、大体、弁護士会を紹介して、弁護士会の先生にお願いするという事になっているかと思えます。最近のそのような事例でいいますと、ジャパンライフやケフィアというあたりかと思えます。

伊藤 今もお話がありますけれども、弁護団は大変ありがたい存在だということでしたけれども、大迫さん、改めてこの20年を振り返ってみて思うことや、弁護団方式による被害救済の進化や到達点について、どのように評価されているかということをお話しいただければと思います。

大迫 はい。私自身、弁護団の中にいる者としては、今、ここで使われている「進化」や

「到達点」という言葉が、果たしてふさわしいのかどうかについては、あまり自信がありません。何度も繰り返して弁護団を作ってきましたけれども、本当にそれは、事件を目の前にして一生懸命それに向かってやっているだけで、それが蓄積され、集積され、進化というものに値するようなことになっているのかどうか、ちょっと分かりません。

ただ、この20年間を振り返ってみると、明らかに変化はあると思っています。それは、弁護士の在り方にも変化がありますし、要求する被害者の側の変化も大きなものがあると思います。そのような、それぞれの変化の中でできるもの、そして、やらなければならないものが何なのかということ、その都度、悩みながらやっているという感じで、弁護団の中にいる者としては、もう悩みだけがずっと繰り返されるということが、正直な感想なのです。ですから、振り返って、ここまでやり遂げてきた、また、やり上げてきたというような言葉は、ちょっとなかなかまだ使える気持ちにはなれません。

伊藤 先ほど依頼者に変化が、ちょっと変わってきているな、などというお話がありましたけれども、そのような中で、先ほどの基調報告のレジュメの中に、ライブドア事件のことに触れられていまして、そこで新しいタイプの弁護団が出現したということがありました。

また、最近の動向で、皆さんご存知かどうか分かりませんが、同じ事業者から被害を受けた被害者を募って集団訴訟を起こすということを目的とした、集団訴訟プラットフォームをうたうようなウェブサイトが出てきたりということで、話題になっているところであります。

こうした動きについて、先ほどと関連するかもしれませんが、大迫さんとしては、どのように考えておられるのでしょうか。

大迫 プラットホームを作りたいというようなことで、最初に、今あるものの中からご相談をいただいたことがありますけれども、ご相談いただいたときに、一体何を目的に、どのようなことをイメージしておっしゃっているのか、よく分からなくて、割合、冷たい対応をした記憶があるのですが、現在も、今あるプラットフォームというものが何を目的で、どのような方向へ向かっているのかということは、いまひとつ分かっていないところがあります。

中には、雑誌などでもはやされて、これからの先駆的な取り組みだというように持ち上げる記事があったものもありますけれども、たくさんの団体の被害に遭っている人たちが集まって一つの塊を作っていると、それをメルカリのようにマッチングさせて、相手には弁護士がいるというようなことを想像しているのかもしれませんが、弁護士と被害者たちは、誰でもいいというわけではないわけで、当然、どのような弁護士がマッチングの相手として出てくるのかについて、被害者側も選択しなくてははいけませんし、場合によっては、弁護士の側からその被害者にきち

んと対面して、見極めていくという必要もあるかもしれません。

そのような手続きを全部捨象して、一つの、多分、被害の経済的塊のように捉えて、これに対応することを引き受ける誰でもいい弁護士のようなものが、方向性として考えられているのだとすると、そのようなプラットホームなるものに対しては、どうしても否定的な感想を持たざるをえないです。

この種の消費者の集団事件を起こすときには、これまで人生の中で弁護士とは全然接点がなかったような方が対象になっていますので、その方たちに弁護士を選別する能力はあまりないと思われるわけです。弁護士というものがどのようなことをするのか、どのような成果が上がるのが正しくて、どのぐらいの料金を取られるのが正しいのかという感覚が全くないままに、ただたくさんいるから大丈夫ということで集まって、「この人が弁護士ですよ」と言われて、それに任せるということは、非常に危険な状況だと思いますので、私自身は、今のプラットホームなるものが、これがよい方向に行くのかどうかについては、懸念を持っております。

伊藤 一つのツールとしてあるけれども、それがちょっとどのような方向に行くのかということは、注視しないといけないというところでしょうか。

三木さんの方から、基調報告で、多少、時間が足りなくなったところもあるかもしれませんが、伝統的な手法は変わるべきかというような問題提起もいただいているところです。これまでの石田さんや大迫さんのお話も踏まえて、伝統的な手法としての弁護団方式の到達点や意義、近時の動向について、何かコメントをいただけると幸いです。

三木 近時の動向ということですが、私が知る限りの欧米の近時の動向と絡めて、日本の近時の動向の在り方を、実務家の先生方にむしろ質問するような形で話題を起こしてみたいと思うのです。

ヨーロッパでも集合訴訟のようなものを作っていく国は増えていますが、だからといって、日本のようにその使える範囲が狭い制度は非常に珍しいです。しかし、いずれの国においても、どのような制度を作ったとしても、伝統的な普通の集団訴訟とか、いわゆる弁護団方式のようなものが必要なくなるわけではないのです。どの国においても、依然として、そのような普通の集団訴訟は存在するし、また、そのニーズもあります。

アメリカのクラスアクションは、オール・イン・ワン型のクラスアクションで、シャンプーもリンスも全部一つのボトルに入っているというような、優れた集合訴訟です。しかし、なかなかクラス認定が難しいものですから、クラスアクションの認定を受けられなければ、いわゆる弁護団方式のようなものをとらざるをえないわけです。したがって、アメリカにも普通の集団訴訟は存在します。

そのようなところの新しい動向を見ていると、意図的に変わるべきだという観点で変わっているのか、変わらざるをえないので流されて変わっているのかはよく分か

りませんが、近時の大きな動向としては、二つほどあると思います。

まず、1点目は、被害者といいますか、アメリカ風に言うと、クラスメンバーの集め方の問題です。このインターネットの時代ですから、SNS等を使った新しい集め方がいろいろとあるようです。先ほど話題に出たプラットフォームは、特定の個人や企業がやっているものかもしれませんが、それがどうこうというような評価は別として、そのような動きはいろいろとあるようです。ここにいらっしゃる皆さんの弁護団で、そのような新しいITやSNSを利用した集団の募集の仕方について、何か動きや展望があれば、お教えいただきたいと思います。

次に、2点目は、これもITなどと関係する要素もあるのだろうと思いますけれども、集団訴訟のファンディングの問題です。これまでの実務家の先生方のお話にも出ましたけれども、やはり、集団訴訟を起こすにはお金が要るわけです。しかも、初期の段階では、大体、弁護士さんや消費者団体などが、先行的に払わざるを得ないことが多いと思います。最後には回収できる場合もあるにせよ、その団体自身にもお金がたくさんあるわけではないので、被害者からお金を募ってやることができない場合には、第三者からのファンディングが必要になります。つまり、第三者から、さまざまな形で裁判資金等を調達して、一定の金利をつけてリターンするというようなことです。

日本の特定適格消費者団体は、内閣総理大臣の適格認定を受けているので、ファンディングなどはしにくいとも思われますし、日本での弁護士倫理の問題などともかかわってきますので、あまり海外のファンディングのやり方などは参考にならないかとも思いますけれども、その辺について何かわが国でも動きなり、あるいは、何か可能性としての展望があるのであれば、そのようなところを教えてもらえればと思います。

大迫 そのファンディングについては、何かアメリカの小説のようなもので読んだことがありますけれども、大型訴訟をやるときに、その事件に投資するというお金の出さ人がいて、一つのファンドのようなものを作って、それを使って訴訟をやって、大きなリターンがあったときはそこから配当を得るといったような仕組みが作られているということ、読んだことがあります。えらいことだなと思いましたけれども。

日本では、そのようなことをしている人はまずいないと思いますけれども、そのようなことをする動きがあるということも、多分ないのではないかと思うのです。少なくとも消費者の関係で、そのような動きはないと思います。

一つは、何かそのお話には、日本の弁護士として倫理に反するにおいを感じますので、そのような方向で考える、つまり裁判を一つのビジネスのように捉えて、投資家を募って基金を作り、その基金を基にビジネスのように裁判をやるということは考えづらいですし、仕組み上も懲罰的損害賠償もないので、大きなリターンを裁判

に期待することも、ほぼ不可能だという現実もありますので、まず日本では、そのような動きは、多分、全くないと言って間違っていないと思います。

三木 集団の募集の方は、どうですか。

大迫 集団の募集、事件のですか。

伊藤 SNS。

大迫 ああ、SNS。それも、非常に、日本の場合は、弁護士が事件の募集をすることは、これはもう禁じられているのです、職務規程や倫理に違反するので。例えば、何らかの関係で、この被害者のリストのようなものを手に入れたときに、それを弁護団が、「この弁護団に応募して訴訟をやりましょう」というような呼びかけをすること自体は、直ちにはできないのです。

私どもが、スカウト詐欺という、20代そこそこの女の子たちが700人ぐらい提訴された事件で、訴状が送られてくるので、何人かの人が弁護団に来れば、残りの被告も全員分かるわけですけれども、そのときに、その被告たちに、「ちゃんと相談して弁護団に来なさい」という呼びかけをすること自体は、直ちにはできなかつたので、東京の弁護団でやったときには、東京三会の理事者にそのような通知を出すことの許諾をもらって、そして許諾が得られたので発送したという経緯があります。

その発送の際も、弁護団にすぐ来いというもののはなかなか出し切れなかつたので、直ちに消費生活センターに相談に行ってほしいというような内容の通知を出して。センターには、弁護団が受けるということは一応お触れが回っているわけですけれども、そのような直接的ではなく、間接的な方法での呼びかけしかできなかつたということがあります。恐らく、それが今の日本の弁護士の標準的なところだと思います。

伊藤 大高さん、お願いします。

大高 第三者のファンディングとはちょっと違うかもしれませんが、日本のわれわれの弁護士の活動、消費者事件の活動の中でも、例えば弁護団をやって、結構いい成果を上げて、それで報酬をもらえたというようなケースがあったときに、その報酬の一部をドネイトする形、基金を作って、そこから新しい弁護士の人が立ち上げるときの初期費用を貸し付けるなど、そのようなことをやっているところはあります。ただ、あまり広くというわけではないです。そのようなものは、使われている例があることはあるということです。

最初の質問に関しては、僕も非常に関心を持っていて、クラスメンバーの集め方というものが、やはり、このITの時代で、コミュニケーションツールが変わってきています。われわれの事件の被害者の掘り起こしの、いわゆる伝統的な手段としては110番だったのです。しかし、もうご承知のとおり、110番をやっても、非常に反応が悪いということがどこでも出ていまして、もう電話ではないのだということですね。

ということで、そのような意味で、僕も大迫先生と同じように、今あるプラットホーム的な動きはすごく危惧は持っているのですが、逆に、われわれの方がそのようなものを考えていかなければいけない時代に来ているのかなど。このようなことを言うと、「おまえが考えろ」と言われそうなので、あまり言いたくないのですが。ただ、やはり時代的には、危惧感があると言っているだけでなく、われわれの方で、むしろ積極的にそのようなプラットホームを作っていくということも、考えなければいけない時代なのかなど、感想ですけれども、思っております。

伊藤 このような時代の変化に合わせて、弁護団としてもいろいろ考えていく。それで、そのような危惧を払拭できるような形で、被害者の掘り起こしをしていくということも、考えていかないといけないかなということですかね。

## (2) 消費者団体訴訟制度による被害救済の到達点

伊藤 続いては、消費者団体訴訟制度による被害回復の到達点。これはもうこれまで出てきていますので、簡単に確認したいと思います。まず、この制度の創設の議論に当初から関わってこられたお立場として、三木先生、今の運用状況は大高さんから詳しく報告がありましたが、どのように見ておられるのか。想定内なのか、想定より活用されているのか、そのあたりをお聞かせいただけますでしょうか。

三木 この制度の立法の途中から、この制度ができたからといって、それほど、この制度を使った訴訟が起きるわけがないということは、立法関係者の中で広く共有されていきました。

当時、よく言われていたのは、1年に1件か、2件ぐらいがせいぜいかなという話でした。そのことを考えますと、2年半で訴訟が2件ということは、決して少ない数とは、少なくとも立法に携わった者としては思っておりません。むしろ、大変努力をされておられるという印象です。

しかも、先ほど基調講演でも言いましたが、世界的に見ても、集合訴訟というものは主として和解の手段です。ちなみに、アメリカの場合は、日本とは訴訟制度の仕組みが違うこともあり、まず訴えを起こしてから和解するというやり方です。訴訟前の和解というものは、あまりないです。

日本の場合は、訴えを起こすこと自体にハードルが高いので、この新しい特例法裁判制度をバックにしてといいますか、抜かすの剣にして、訴訟前や訴訟外の和解を進めていくために、制度の言葉でいうと申し入れを行っていくやり方が、むしろ本来の使い方だと私は考えております。ですから、訴訟の件数でこの制度が活発かどうかを測るといえることは、あまりよろしくないと思います。つまり、訴訟件数が多いか少ないかではなくて、申し入れ件数のようなもので、この制度の成功・不成功を測ってもらいたいと考えています。その意味では、大変よくやっておられるのではないかという気がします。



つまり、それなりに順調に推移しているというのが私の評価です。

伊藤 ちょうど訴訟外の申し入れも7件ということで、その訴訟外でも、かなり成果を上げているということですね。

ただ、これは、大高さんにお聞きしたいのですけれども、イソフラボンなどは12社、合計16,472名。多分、経済的利益からすると相当な金額になると思うのですけれども、訴訟外で、これは和解がこのように成果を上げているのですが、KC'sさんとして、例えば費用などはどのようにされているのでしょうか。

大高 イソフラボンは、もちろん申し入れだけで終わりましたから、それこそ目に見える実費としては郵送料ぐらいですね。ただ、その検討に携わったメンバーはもちろん手弁当で活動しています。今、消費者庁の方でも考えていただいて、団体の日常の活動を通じて補助金等をいただけるような仕組みもないわけではないのですけれども。

いずれにせよ、もちろんわれわれとしては非常に成果があったとは思ってはいますし、評価はしているのですが、その一方で、非常に厳しい声もあることはあります。

例えばKC'sの第1号の申し入れとしてやったのですけれども、「これが第1号ですか」というような。やはり、いわば被害としては被害だとは思いますが、もっと深刻な被害もある中で、これが第1号になってしまったのかというような批判的な声もあり、逆に、われわれからすると、このようなものしかできなかったという思いがあるのです。

実際、これは感想にもなりますが、われわれが認定を受けてから2年弱ですけれども、もちろん特定認定を受けてから、いろいろ情報提供はされるようになりました。結構来ます。それで、1か月に1回の検討委員会でピックアップして検討をするのですが、そのピックアップの段階でも、箸にも棒にもかからないような情報提供が多く、やはりほぼ、半分以上がそこで落ちていきますね。

それで、一応何とか検討できそうかなというものを2、3件ピックアップして、検討をかけるのですけれども、これはちょっと申し入れにはなじまない、要するに「個別事情が大きいよね」とか、一応事件にはなりそうだけれども、「もうここには多分お金残ってないよね」など、そのようなことで、本当に……。先ほど三木先生から、よく頑張っているのではないかというありがたい評価をいただきましたけれども、検討に携わっている立場からすると、本当に申し入れまで行ける事案がなかなかないということが率直で、本当にイソフラボンは、われわれからすると、これしかないという。いろいろ事情をまた機会があればお話ししますが、この案件を申し入れしなかったら、多分、他はないぐらいの感じで、やっとできたという感じの案件でした。

伊藤 そうすると、イメージとしては、1件の申し入れ、今回表に出ているのはKC's

さん1件ということですが、それ以外にどのぐらいの案件を検討して、ようやくこの1件というイメージですか。

大高 毎回、月1回の検討委員会で必ず3件以上は検討するようにしていますから、年間36件以上、必ず検討しているのですね。そのうちで、もう2年近くたっているわけですから、60~70件は検討していると思います。それで、このような状況ということですよ。

伊藤 石田さん、今回、消費生活相談員さんの立場として、特例法の裁判制度ができたということについての意義や現在の運用状況については、どのようにお感じになっていらっしゃいますでしょうか。また、特定適格団体による取り組みに期待することなども、お話しいただければと思います。

石田 もちろんこの制度は少額多数ということですので、この制度ができて本当によかったと思っています。消費生活センターの相談というものは個別事案のあっ旋解決なので、その事案は解決されても、実際に消費生活センターに、被害に遭って相談に来る方は7%ぐらいと言われているのです。そうすると、声を上げない被害者がたくさんいるわけですから、例えば1件解決したあとに、この制度にのせて被害回復が図れれば、かなり多数の方は被害回復ができるということになりますので、それは大いに期待するところです。

今、消費者機構日本さんが、情報商材の事業者に対して訴訟を起こされたというのが2件目でありますけれども、それにつきましては、現在、消費生活センターで情報商材の相談は本当に頭を悩ましていまして、クレジットが入っていれば、クレジット会社や決済代行会社の協力を得て解決に至ることもありますが、消費者金融から借りて払ってしまったような場合は、相手先事業者も出てこないというようなことが多いものですから、相談員さんからかなり注目されていますし、すごく期待されています。あとイソフラボンについては、本当に特定適格の力だと思っています。

### (3) 適格消費者団体の活動と相談業務に与えた効果

伊藤 続けて、石田さんにお尋ねしたいのですが、今回、消費者団体訴訟制度ということで、この特例法裁判制度ができる前に、先だって導入された消費者団体訴訟制度の差止請求制度がありますね。石田さんは、全相協さんで適格消費者団体という立場で、その団体訴訟室長、関わっておられると思うのですが、この差止請求はあくまで、被害予防で拡大防止ということを目的として導入された制度ではあるのですが、適格消費者団体の活動が相談業務に活かされて、具体的な被害回復にもつながったというような事例はありますか。

石田 はい。実は、私どもは、裁判外の事例についても、すべて終了した事案についてはホームページに全部アップしておりますので、その相手先事業者とのやりとりも全部

アップしております。そのような関係で、よく相談員さんからこの事案について教えてもらいたい、あるいは、相談業務の中でこれを使っていいかなど、相談が入ってきます。

結婚式場の申込金についてですが、翌日に解約しても申込金 20 万円なりが戻ってこないなどの相談は各地で結構あるのですけれども、相談の中で、当協会のホームページに載っているものを使っていかとご相談いただくので、個別事案で、長時間勧誘された、あるいは、きちんと説明されなかったなど、いろいろな理由があるものですから、そのような理由による交渉に加えて、当協会のような事案もあると、交渉してみたらどうでしょうかと申し上げておまして、それは、後から大体「解決しました」というような回答をいただいています。

それと、申し入れた後の新しい契約書などもアップしていますので、事業者のところでは手に入らなかったもので、それを見ましたという情報はいただいておりますので、差し止めだけではなく、実態としての被害回復にも役立っているのではないかと思います。

あと、京都消費者ネットワークのクロレラの最高裁判決は、相談員にとっても、広告であっても、勧誘となりうるというところもあるので、それについては相談の後押しになると思っております。

### 3 集団的消費者被害回復の課題と今後の展望

#### (1) 現行制度の限界・課題～諸外国の制度との比較

伊藤 それでは、今、到達点を見てきましたけれども、今後の課題、この展望ということで、特に特例法裁判手続のさらなる活用と今後の展望ということで、議論を進めたいと思います。

まず、基調報告では、特例法裁判制度の現行制度の限界等ということも、三木先生と大高先生から指摘がありました。

この点は、関連するわけですけれども、大迫さんの方から、MRI インターナショナル事件で、クラスアクションを利用したという報告がありました。特例法裁判手続も、その制度導入の議論の際に、マスコミや一部の事務所が日本版クラスアクションの脅威などと取り上げられたこともありましたが、このクラスアクションと日本の制度は大分違うなと思っております。この点、大迫さん、MRI インターナショナル事件で、アメリカのクラスアクションを实际利用してみて、いかがでしたでしょうか。

大迫 今回、MRI の事件でクラスアクションを使いましたけれども、これはちょっと特殊で、もう日本の中に 8,000 人ぐらいの被害者がいるということが分かっていて、広く社会に被害者を募るというよりは、弁護団の方でも 5,000 人ぐらいを組織したりしていて、それなりにまとまりのある塊に対するクラスアクションというところ

が、アメリカのクラスアクションのいいところがどのぐらい活かされたのか、よく分からないところなのですけれども、私自身がこの手続きの中で一番印象を受けたのは、何といてもその費用の高さ。アメリカの訴訟のスケールの違う費用の高さというものは、何といても一番大きなショッキングな出来事でした。

もう少し言いますと、例えば5,000人の被害者を集めて、低廉の着手金を集めて、弁護団を形成したわけです。アメリカの弁護士にクラスアクションを頼んだ時点で、タイムチャージで、あっという間に消えてしまいました。

それで、もう全然足が出てしまう感じになってきたので、もうタイムチャージの支払いはやめて、成功報酬の方で組み直して、そちらで残りをやってくださいということやるといふぐらいの感じです。そのような規模の費用がアメリカの弁護士に流れていく、そのようなダイナミックすぎる感じのする事件。

それと、裁判所が選任したレシーバーという、命令に基づいて債権を回収していく、日本でいうと破産管財人のような仕事をする立場の人が裁判所から任命されて、実際の資産の回収に当たるわけですがけれども、その人たちにもタイムチャージを払います。ですから、破産管財人ずっとタイムチャージを払い続けているようなイメージですね。毎月毎月、それが集めたものの中から引かれていくわけですがけれども、報告が日本に送られてきて、もう、ちょっと私たちも金銭感覚が麻ひしてきているぐらい、本当にお金がどんどんなくなっていくというのが、一番の印象です。

伊藤 今の点に関連して、大高さんはクラスアクションなどの制度もお詳しいと思いますけれども、何かコメントがありましたらお願いします。

大高 いや、むしろ三木先生の方がご専門ですから、後ほどコメントをいただきたいと思うのですが。

日本の特例法による裁判の制度は、やはりクラスアクションとはかなり違う。制度を検討する議論のときも、クラスアクションのような濫訴のないようにということは、かなり言っている人もいたので、かなり違うものになっている。また比較法的に見ても、例えば、先ほど基調講演で三木先生からありました、参考にしたブラジルの制度や、また日本の制度とほぼ同時期にできたフランスのグループ訴権という制度と比べても、日本の制度は非常に制約が多い制度にはなっているので、そのような意味では、ちょっとうらやましいなとは思いますが。

一方で、大迫先生の今お話を伺っていると、やはりアメリカのクラスアクションは弁護士費用が非常に高額で、弁護士も当たれば稼げるという仕組みになっているので、私どもも何回かアメリカに調査には行きましたけれども、やはり原告の弁護士の方は、その事件で稼げるかどうかということ、本当に事件をセレクトする基準にされているということをはっきりおっしゃっていたので。

そのような意味では、日本の制度は、弁護士費用等の費用が捻出できるのかというような観点もないわけではないけれども、もう少し消費者の利益を考えつつ、事件

を考えていくということにはなっているかなという印象は持っています。

このあたりは、むしろ三木先生の方にお話しいただいた方がいいと思いますので、よろしくをお願いします。

伊藤 では、三木先生、いかがでしょうか。

三木

私の論文をお読みいただいたことがある人だったら、私がよく使うので、ご存知ではないかと思いますが、ヤンキー・パッケージという言葉があります。ヤンキー・パッケージとは、別にクラスアクションに限らず、アメリカの民事訴訟一般に特徴的に有している制度を言います。数え方にもよりますが、全部で七つぐらいあるのですけれども、それがワンパッケージになっているわけです。それがアメリカの民事訴訟を特徴づけているということです。

例えば、弁護士報酬がタイムチャージ制であることや、完全成功報酬制度がとられていることなどが、そのヤンキー・パッケージの例です。しばしば、アメリカのクラスアクションは怖いとか、あるいはいろいろと弊害があるなどと言われることがあります。そうしたさまざまな問題のほとんどはクラスアクションからくるのではなく、ヤンキー・パッケージの問題です。

ということは、別にクラスアクションをやらずに、アメリカで普通の訴訟をやっても、あるいは普通の集団訴訟をやっても、同じヤンキー・パッケージの負担がかかってくるわけです。いわれている弊害のほとんどは、クラスアクションの特徴や弊害ではなくて、アメリカの訴訟の特徴であり、弊害なのです。ですから、アメリカのクラスアクションと日本の集合訴訟制度とを比較するとき、アメリカの場合はこうで、日本はこうだということには、よほど慎重でなければならない。

今回の特例法裁判手続の一番の問題は、個々の被害者自身が訴訟の主体になる余地がない制度だということです。つまり、特定適格消費者団体だけが訴訟の主体になれるという仕組みは、世界的に見るとかなり特異な制度なのです。

この制度を作るときに、ブラジルだけではなくて、いろいろな国に海外調査に行かせてもらったのですけれども、一番私が印象に残っているのは、消費者保護の実務も法律も手厚い北欧諸国の国々の制度です。

例えばスウェーデンを例に挙げると、スウェーデンの集合訴訟制度では、3種類の原告適格があるのです。第1が、日本と同じような消費者団体です。第2が、国の機関です。わが国でいうと消費者庁のような機関などですね。国の機関に原告適格を認めているのは、ほとんどの国で普遍的にみられるところです。アメリカでも、ヨーロッパでも、ブラジルでも、そのような仕組みがあります主要な国で、国の機関に原告適格を与えていないのは日本ぐらいです。それから、第3が、アメリカのクラスアクションと同じく、被害者本人です。もちろん、被害者本人が他の被害者を代表して訴訟がやれるようにするためには一定の要件が必要なのです。それで、

スウェーデンは、この3つの原告適格をすべて認めています。そして、スウェーデンが制度を作ったときに、スウェーデンは消費者保護の歴史は長いですから、当然、この3種類が均等に使われるだろうと思っていたのです。

ところが、実際、蓋を開けてみると、3番目の被害者本人が自分でみんなのために訴訟を起こすという、アメリカのクラスアクション型のものしか、ほとんど使われていないのです。それは、スウェーデンの国の季刊やスウェーデンの消費者団体がサボっているというわけでは全然なくて、むしろ、すごく活発なのですね。やはり、被害を受けた本人が一番インセンティブを持っているのです。被害を受けた消費者本人は、人にもよりますが、やはり自分で訴訟を起こしたいのですね。もちろん、その中には、大高さんがセレクトしたように、裁判所で通らないものもあります。しかし、それでも裁判をやっていると、中には、通らないと思ったものが裁判所に認められたりするケースもあつたりします。

このようにみてくると、アメリカのクラスアクションが優れているかどうかは別として、日本が参考にする必要があるのは、被害者本人に原告適格を認めなかったという日本の制度が、これでいいのかという点なのです。この点はもう、日本の制度を振り返るときに、常に考えなければいけない問題だと思います。

そういう観点から、最近の東京医科大事件を見てみると、東京医科大事件は入学金の返還請求等ですから、特例法裁判手続の制度に非常になじむ典型的な事件なのです。1人当たりの被害金額も、何百円や何千円などというものではなく、それなりにあります。しかし、新聞報道などでご存知だろうと思いますが、特例法裁判手続とは別に、個人が単独で訴えを起こしたり、従来型の集団訴訟も並行して起こされたりしています。やはり被害救済は自分で手掛けたいとか、あるいは、自分の仲間たちにやってもらいたいという欲求はあるのであり、こうした欲求を満たす制度が、やはり、こうした集合訴訟のベースにはなければいけないということではないかと思います。

伊藤 そのあたりは、これは改正をしないと、そこは、制度は変わらないということになりますか。

三木 もちろん、法改正をすることはいいことですけれども、それは長期的なビジョンになります。だからこそ、当面は、現在の個別の従来型の訴訟や伝統的な集団訴訟とすみ分けるなり、コラボレーションをするなど、従来型の訴訟の意義を問い直すべきではないかと思います。

## (2) 制度の活用方法～和解の活用

伊藤 なるほど、ありがとうございます。

今、ちょうど三木さんからおっしゃっていただきましたとおり、では、今の制度で

どのように活用していったらいいのかというところに、移っていきたいと思います。先ほど大高さん、三木さんの方から、和解の活用や仮差押えの活用、弁護団とのコラボレーションというお話が基調講演でもありました。まず、和解の活用について、意見交換できればと思います。ちょうど和解の活用については、資料の34分の28ページに大高さんのスライドがございますので、そこもご参考いただければと思います。

続いてで大変恐縮ですけれども、三木さんの方から、和解の活用という観点から、この大高さんのご提案や課題の解決という点で、どのようにお考えでしょうか。ぜひ、ご意見をお聞かせいただければと思います。

三木 基本的に大高さんのおっしゃることに賛成であり、大変勉強になりました。そのような方向で、実務の現場で進めていただくことは大変結構だし、それは、なにもこの制度の本来の使い方をしていないわけでは全くなくて、それこそが本来の使い方だと思います。

さらに加えて言うと、これも大高さんもおっしゃっておられましたし、私も言いましたけれども、この制度は、1段階目も2段階目も訴訟上の和解ができる仕組みを入れています。入れていますということは、自然に入ったわけではなくて、私や大高さんや他の方もいらっしゃったと思いましたが、入れるべきだということを目指して、つまり、和解こそが本来だということを書いて、入れてもらったわけですね。

ただし、入れてはもらったけれども、大高さんの話によると、実務の目から見ると、1段階目の和解は難しいということです。たしかに、考えてみると、その通りだろうと思います。また、2段階目の和解もそれなりに難しい面があります。

ということで、私は実務を自分でやっていないので、大高さんに後で補ってもらう必要があるかもしれませんが、大高さんもおっしゃったとおり、やはり訴訟前の和解が望ましいと思います。つまり、この制度を背景にして、それは、いわゆる和解圧力という学問用語で表現されますが、一団体や一個人が全体を見据えた和解の提案はできないのですけれども、特定適格消費者団体ですと、いざとなったら訴訟をやりますという和解圧力を背景に、和解をすることができるのであり、それが望ましいということです。私としては、ぜひそのような方向で、他の団体の方々も利用されればいいのではないかと考えております。

伊藤 1段階目でも2段階目でも和解が盛り込まれたというお話なのですが、大高さんの報告からは、1段階目での和解は事実上なかなか難しいといますか、使いにくい状態にあるというお話があったと思います。そのあたり、どのような意味で使いにくい状態になっているのかということをご解説いただければと思います。それと関連して、コメントもお願いいたします。

大高 はい。ちょっと今手元に条文がないので。確か特例法の10条だったと思いますけれ

ども、共通義務確認訴訟で、その共通義務の存否に関し和解ができるという、たしか規定ぶりだったと思うのです。だから、共通義務があるか・ないかについての和解です。

では、具体的にどのような個々の被害者の方に損害額があるとするのか、そのようなところまではできるのかどうかは、非常に条文からははっきりしない、むしろ、ちょっと否定的かもしれないという、そのような状況です。つまり、認めるか、認めないかという和解しかできないのではないかというようにも読めるわけです。

そうだとすると、事業者からすると、1段階目で認めたら2段階へ行くわけですから、何かあまりそれほど和解に応じるメリットがないですし、むしろ和解というのは、あるいは責任の有無をある程度ぼかしつつ、実質的解決を図ろうよという部分、そのような柔軟な部分が和解の魅力ですから、ある意味では、和解の一番いいところをちょっとスポイルする部分も、残念ながらあるのかなと思っております。あと、もう一つ何でしたか。三木先生のコメントを踏まえてですか。

伊藤 そうですね、はい。

大高 イソフラボンのケースを非常に高く評価していただいて、ありがたいと思っております。今回、そのイソフラボンの申し入れでは、特に個別通知をしろ、返金要請があったら返金に応じろ、さらに報告までしると、3点セットで申し入れをしたわけですが、やはり、ここまで言う権限があるのかどうかということが内部でも議論になりましたし、その後の事業者との交渉、正確に覚えていないのですが、これはどのような権限に基づく申し入れかというような、そもそも論的な議論を指摘する事業者もいたように記憶しています。特に、結構大手の会社もあったものですから、結構そここの事務所が代理人でお就きになった業者もありまして、そのような指摘を、もちろんもっともなご指摘ではあるのですが、されるところもあって。

やはり和解には、柔軟な部分があって、逆に何も決まっていなかったらいいのだ、だからこそ柔軟にできるという部分もあるかもしれないけれども、どちらかというところ、どこまで和解でできるのかよく分からないという点を、明確にする。先ほども基調報告で申し上げましたけれども、そこが、さらなる和解の活用のためには、必要かなとは感じています。以上です。

伊藤 大高さんのスライドの28/34にもありますけれども、今の制度だと、2段階目の手続きに行くと初めて、消費者から報酬もいただけるということもあるわけですね。だから、団体が訴訟外で申し入れをするというだけだと、全く報酬が入らないという状況も、これは持続的に活動していこうと思うと、なかなか厳しいところがございますね。どうでしょうか。

大高 いや、それはおっしゃるとおりで、今回、被害救済されたのは1万6,000人で、1人当たりの損害額は数千円以上あったでしょうから、多分、被害回復額は億を軽く



超えているとは思いますが、私どもKC'sには一銭も入ってこないということになっています。

もちろん、これは被害を回復されたのだから良かったということだけでも、ただ、持続的な活動を維持するという観点から、必ずしもいい話ではなくて。特に三木先生がおっしゃったように、このような訴訟外での解決がむしろ本道だとなると、全くお金の入らない活動をずっと団体はやらなければいけないということになるので、何らかの形で、そのようなリターンを得られるような形にしなければいけないとは思っています。

ただ、考えなければいけないのは、そうすると、裁判所の目のないところで、団体と事業者が直接お金の話、そのような生臭い話をすることになるので、やはり利益相反ではないけれども、ちょっと適正な訴権行使の観点からは何か考えなければいけないとは思っています。

一つの考えとしては、今、新しく最近できたスマイル基金のようなところに、そこに寄附をしてもらおう。それで、そこからの間接的な支援という形で、リターンをもらえるように。要するに、外から見えないところでお金をもらうような形ではなくて、一旦、そのような透明性のある形で金を出してもらって、そこから適格団体の活動に還元をしていくというような形なども考えられるのではないかと、個人的には思ったりはしております。以上です。

伊藤 今の第三者の基金に寄附してもらおうということは、今の法律だとなかなか難しいところはありますか。そのようなことを求めて和解するといえますか。

大高 そうですね。今の特例法の規定には、その訴権行使に関して、特定適格消費者団体自身もしくは第三者に利益を得させるようなことをしてはいけないという規定があります。それに違反すると特定認定の取り消しをされたりするので、スマイル基金も、それも当然第三者ですから、例えば訴権を行使しない代わりにお金をスマイル基金に入れてくれという合意は、素直に条文を読むと違反だろうとは思いますが、実質的には適正な方向性だろうとは思いますが、望ましい在り方とは思いますが、少なくとも現行法の解釈としては難しいのではないかと思います。

### (3) 制度の活用方法～仮差押えの活用

伊藤 それでは、和解も話は尽きないところはありますけれども、続いて仮差押えの活用というところに行きたいと思います。先ほど大高さんのお話で、この制度は、最大で、被害者全員の請求総額を被保全債権にできるということもありますし、また、仮差押えのための保証金を、国民生活センターが立て替えるという制度も整備されたということで、極めてわが国で例のない画期的な制度かなと思っております。

この点について、大迫さんは弁護団事件を多く手掛けてこられた経験で、いろいろ破産の申し立ての費用を準備するのを苦労されているかと思っておりますけれども、その

点を踏まえて、どのように思われますか。

大迫 仮差押えができるほど、財産の状況についてしっかりした情報が得られたという例は少ないと思います。先ほど基調報告で申しました、オレンジ共済では仮差押えは幾つかしましたけれども、あの当時は、法律扶助協会のボンドというものが割合緩く使えたので、それで予納金を立て替えてもらって、仮差押えを順次していったという記憶があります。

消費者集団事件では、仮差押えよりは、むしろ財産の発見されるのが刑事事件の関連で、警察の方が、押さえた財産の情報を提供してくれて、その場合は、もちろん予納金を積まなくても押さえられているわけですから、それに向けて訴訟をするというような例は幾つか聞いておりますが、自分たちで、被害者たちで予納金を集めてということは、なかなか難しいだろうと思っております。

伊藤 この仮差押えについては、課題としては今おっしゃられた情報の点がありますけれども、仮差押えに必要な情報の収集や事業者が破綻してしまったらどうなるのだという課題があるということも、大高さんの方からご指摘があったところかと思えます。このような課題を克服するためのアイデアや方策というものを、自由に何か、どなたかコメントをいただければありがたいです。

三木先生、いかがですか。

三木 ちょっと質問とズれるのですがけれども、大高さんが先ほどおっしゃった、特定適格消費者団体が何らかの形で、基金を設けるにせよ、それ以外の何かの方法にせよ、事件処理に関係してお金を得るということは、利益相反などになる可能性があるということはその通りだと思うのです。それから、大迫先生がおっしゃった仮差押えの予納金でいろいろ苦勞されるということも、その通りだと思うのです。

結局のところ、どう制度を作っても、特定適格消費者団体という一種の公的な団体を主体にしている限り、事件の解決した被害者の取り分から上がりを得るということは、公的な団体の性格からして難しいわけですね。

それでは、ほかの国はどうしているのか。もともと、消費者団体による団体訴訟というそのアイデアは、ヨーロッパから生まれたわけですね。ヨーロッパは、では、どうしているかという、ヨーロッパは先に消費者団体のかなり大きな組織があって、それに訴権を付与したという順番です。これに対し、日本は、以前の差止訴訟制度や今度の特例法制度などをやるので、そのために団体を後付けで作ったという面が強いわけですね。したがって、元々、資金的な基盤がない。

欧米は、巨大な力のある消費者団体がある国が多いのですが、それは、サーターのような一般市民が定期的に寄附をしていたり、会員制度を取っていたりして、そうした人たちが財政的に消費者団体を支えています。ひとくちに会員といっても、何十万人の消費者が会員になって、会費を払っていたりしています。こうした、制度の成り立ちから作っていかねばいけない。

要するに、今のように適格消費者団体を運営している人たちのご苦勞で運営していくというのは、そもそも無理があるわけですね。消費者は、消費者団体によって守られているのだから、消費者が、自発的に少額の会費を払ったり、サポーターになっていくという仕組みや意識が必要です。サッカーのチームのサポーターになれるのであれば、消費者団体のサポーターにもなって欲しい、そのような感じなわけですね。そのようなところから考えていくのが、本筋ではないかと思います。

#### (4) 制度の活用方法～弁護団方式とのコラボレーション

伊藤 まさに、そのようなサポーターがたくさんできれば、そこから始めないと、というところは、問題意識としても、団体も持っているかと思います。

それでは、ちょっと時間の関係もありまして、弁護団とのコラボレーションというところが、現行制度を活用した方法の大きな一つかと思いますがけれども、大高さんの方からご提案があったこのコラボレーションは、弁護団をたくさん手掛けてこられた大迫さんとして、どのように思われましたでしょうか。

大迫 大変興味深くお話を伺いました。もちろん「伝統的な」といっても、こちらの集団訴訟の方は、そのつど事件ごとに結成されて、その事件の解決のために組織のありようなどもいろいろあるわけですから、別に元々があって、そこにコラボということではないので、この適格訴訟をうまく生かせるような形で人の集まりを作って、集団訴訟と並行してやっていくということはあるだろうと思いますし、こうすることによって、おそらく適格訴訟のできなかつたこと、これを広げていく手段として活用できるのであれば、それは面白いとは思いました。

伊藤 先ほど三木先生からもコメントをいただきましたけれども、弁護団との協働という点は、いかがでしょうか。

三木 今日、スライドで、大高さんの基調講演の最後の方に見せていただいた協働の具体的なアイデアは、大変興味深く拝見しました。私は実務をよく知らないものですが、細かい点はよく分かりませんが、あのような方向性を目指すということは、もちろん事件にもよるでしょうけれども、とてもいいことではないかと思います。

それを踏まえた上で、私の考えでは、次の二つのことを分ける必要があろうかと思っています。まず、一つは、協働です。つまり、コラボレーションの可能性が考えられる事件については、それをやるのが望ましいことはいまありません。もう一つは、すみ分けです。事件によっては、別に協働しなくてもいいから、すみ分けするという事です。

先ほどの東京医科大事件でいえば、特例法裁判手続の訴えも起こされているし、それとは全く関係なく、個人の女子学生の方などが原告になって、かなり巨額の賠償額を求めて通常の訴訟を起こしています。それをやれば、特例法では取れないよ

うな請求をすることができます。たとえば、1年間浪人して、あるいは、その間に予備校などに行って、それによって失った積極損害のようなものも、併せて請求することができます。また、他の大学を受験しておられる方も多いので、3大学などを同時に訴えたりしておられるようですけれども、そうしたこともできます。こうしたすみ分けは、望ましいと思います。そうした訴訟を自分でやりたい人はたくさんいるし、この特例法裁判制度には望ましい点ももちろんありますが、これでやれないことはたくさんあるわけですから、協働も望ましいですし、すみ分けも望ましいということが、私の考えです。

伊藤 大高さん、大迫さんと三木さんのコメントを受けて、何かございましたら、お願いします。

大高 ありがとうございます。元々このコラボレーションのアイデアは、3年前の夏にあった近弁連の夏期研修会で、私が事務局長をやって、同じような集合訴訟に関する研修会をやったときに、最後、一つの私案として出したものがベースになっております。そのような意味では、まだ、議論はしたけれども、生煮えの議論かなとは思っています。

先ほど三木先生から、すみ分けとコラボレーションとあって、すべてのケースでこれが使えるということではなくて、このようなこともありうるのかなと、一つの可能性として考えておくということは、ありかなとは思っています。しかも、先ほど報告したコラボレーションのイメージでは、訴訟をやって第2段階まで行くというイメージとして書きましたけれども、やはり実際は和解なのだろうと思いますね。やはり、特定適格消費者団体がやることによる和解の圧力をうまく使って、いわゆる特例法の訴訟にはのらないような損害も含めて、有利な解決を早期に獲得するという方向で使えれば、もし非常にうまくはまる事案があるとなれば、積極的に選択肢の一つとして検討していくということは、あるのではないかと考えております。

#### 4 行政との連携、他の適格消費者団体との連携等

伊藤 それでは、最後の話題になりますけれども、行政、消費者団体等の連携ということで、これまで、やはりこの制度を運用していくに当たっては、相談の窓口である消費生活センター等の相談窓口や国民生活センター、消費者庁、そのような行政との連携、あるいは他の適格消費者団体との連携等も重要ではないかと思えます。石田さん、この点、現在の連携はどのような状況になっているのか、あるいは今後どのような連携を発展させていけばいいのかというようにお考えなのかを、お聞かせいただければと思います。

石田 連携というと、一番初めには情報提供のことかと思うのです。そうしますと、消費生活センターは個別相談のあっ旋解決の場ですけれども、そこで解決が済んだあとに、相談員さんが、その相談者に「特定適格にも情報提供してください」と、案内

をしていくということが必要なのだらうと思うのですが、まだなかなかそこまで行われていないのではないかと思います。

また、消費者の側にも、「この案件について、適格消費者団体に情報提供してください」というお話をしても、自分の問題が解決するのに、けっこう消費生活センターに行ったり、書面を書いて出したり、時間がかかったりと、大変な思いをしていますので、被害が回復されてお金が戻ったあとに、なかなか情報提供していただけるということが少ないのかなと思っています。

ただ、そうは言っても、実際に一般の方に適格消費者団体や特定適格消費者団体と言っても、多分、ご存じないと思いますので、その橋渡し役はやはり相談員だと思うのです。

そうしたときに、先ほどから出ていますけれども、自分が情報提供すれば、適格消費者団体の場合は、情報提供して、差止めですけれども、被害回復になりますと、情報提供すれば被害回復にすぐ直結するのではないかとおられてしまうということもあると思います。ですから、相談員がどのように情報提供したらいいかということが、非常に重大なことになってくると思うのです。その場合に、逆に特定適格の方から相談員に、このような情報提供をしてほしいというようなことを伝えていただいた方が、間違いなく案内ができるのではないかなということがあります。それが入り口のところです。

次に、例えば裁判になって、2段階目の通知公告になった場合などですと、相談員はP I O - N E Tに相談情報を入力していますので、その段階で、通知公告については、国民生活センターから例えばP I O - N E Tを通じて情報が流されれば、相談員は、自分の相談が解決しなかったということは、ちょっと心苦しく思っているといいますか、心配しているということがありますので、必ずや、その方のところに、個別に連絡をしてくれるのではないかと思いますので、それはとても役に立つということだと思います。

今後に向けても、そのような形で、特定適格と、消費生活センターと、そしてあと、国民生活センターは、連携を強めていく必要があると思います。

## 5 法改正の展望

伊藤 それでは、時間の関係もございまして、最後になりますけれども、法改正について、これまですでに出てきているところがあるかと思います。課題の裏返しというところもありますけれども、これまで出ていないところで、ぜひ言っておきたいということがございましたら、お願いいたします。大高さんや三木さん、いかがでしょうか。

大高 いろいろと細かな点はあるはありますけれども、今日の本題から外れるようなところも多いので。おおむね、課題的なところは出たのではないかと思います。

伊藤 この消費者裁判手続特例法につきましては、附則において、施行後3年経過後に運用状況を踏まえ、対象となる請求権や損害の範囲を含め検討を加えたうえで、所要の措置を講ずるということを政府に義務づける、3年後見直し規定がございますので、ちょうど本年9月末をもって3年経過というようになります。なので、これから検討が始まっていくということになるかと思えますけれども、その点も注目していただければと思います。

## 6 質疑

### (1) 和解における金銭支払の合意後の債権届出について

伊藤 それでは、これでひととおりパネルの議論を終わらせていただきまして、質問を幾つかいただいておりますので、時間の許す範囲でご紹介したいと思います。

まず、メープルリーフ社の事件のように、責任を認めて金銭支払いを合意する和解を1段階目で行った場合、2段階目の届出は、どのような債権の届出をするのか、和解の効力をどのように及ぼすのがよいか、和解の適切性は、誰がどのように判断する仕組みとすべきか、このあたりの意見を聴かせてほしいという趣旨だと思えますけれども、大高さん、いかがですか。

大高 すみません、基調講演であり時間がなく、その辺は詳しくお話しできなかったせいでの質問かと思えますけれども、先ほどこのパネルで申し上げたとおり、10条の和解ではイエスかノーかしかないのですが、私の理解では、今の特例法の中では、このメープルリーフ社のような内容の和解、要するに2段階目で参加した消費者の請求額が固定されてしまうような内容の和解は、訴訟上の和解としては、一応できないのだらうと思っております。ですので、訴訟外でやるしかないのかなと思っております。だから、回答としては、そのようなことになるのではないかと理解はしています。

### (2) ディスカバリー制度の導入について

伊藤 続いて、これは主として、三木さん、大迫さんあたりに質問したいということなのですが、特定適格消費者団体の情報収集力を強化するために、アメリカのようなディスカバリー制度を導入することについては、どのように考えますかということでございます。

では、三木さん、お願いします。

三木 これは、先ほどの司会者からの、最後のご質問の法改正の話とも関係するのですが、私があえて発言しなかったのは、ご質問自体はとてもよく理解できる質問なのですが、この制度の法改正では実現できないのです。なぜかという、所管が消費者庁だからです。所管との関係では、消費者庁は、消費者系関係の法制度の立法や改正はできますけれども、民事訴訟法の根幹を変えるものは、これは法務省

でないといけないと思います。法律でいうと、この特例法を変えて、それに対応するのはおそらく不可能で、非常にアクロバットな方法を使えばできるのかもしれませんが、ディスカバリーのようなものを入れるとすれば、民事訴訟法を改正しないといけないように思われます。

ちょっと話がそれますがけれども、公取委が、あそこの審判制度を変えるときに、弁護士会などが強く主張して、アメリカのアトニー・クライアント・プリビレッジという、弁護士と依頼者の間の秘匿特権を入れろと主張しました。しかし、それは民事訴訟法の改正でなければならないということで、規則の中で、その秘匿特権そのものではなくて、公取委の審判制度の中だけでの若干の弥縫策を入れたということがあります。それと同じような問題が、こちらにもあるのではないかと思います。したがって、ご質問の趣旨に答えるとすれば、それは民事訴訟法改正という、法務省の法制審議会のマターに持っていかないとできないし、そのときは、この制度だけのディスカバリーというのはおそらく不可能で、民事訴訟全体のディスカバリーの議論に発展するというようなことだろうと思います。方向性として、どのような内容のディスカバリーかにもよりますが、私個人はディスカバリーを何らかは民事訴訟法一般に入れるべきだと思っていますので、ご質問の趣旨は非常によく理解できます。

伊藤 大迫さん、いかがですか。

大迫 この制度の中に入れられるかどうかについては、私は全く何の識見も持っておりませんが、民事訴訟一般のディスカバリーについては、もちろん、常に弁護士が取り組んでいる課題ですし、今の日本のように、本当に証拠を得るのが難しい訴訟制度の中で、なるだけ上質の証拠を収集し合えるような制度を作らなければならないという考えがあって、いろいろなことを模索していると思いますが、大幅な、全面的なディスカバリーというようなものを想定すると、先ほどから申しているように、リーガル・コストとの兼ね合いで、どのような訴訟を私たちが背負っていくことができるのかというような、もう深遠なところに近づくと思いますので、まだまだそこは研究の必要なところなのではないかと思っています。

## 7 まとめ

伊藤 ありがとうございます。

時間の関係もありまして、他にもたくさん質問をいただいているところではございますけれども、ご質疑については以上とさせていただきます。

では、パネルディスカッションの最後のまとめということで、各パネラーの皆様から、今後の事故的な消費者被害回復の実現に向けた展望、あるいは本日の感想、決意表明など、おまとめの言葉をいただければと思います。

では、石田さんからお願いいたします。

石田 私は相談員協会ですので、相談員の立場からいうと、やはり P I O - N E T に相談内容を入力していくということは、その相談内容自体が差し止めに非常に役立っているということです。それを参考にしてというような資料の一つになっているわけですので、相談員がそのような意識を持って、入力していくということ、それと、特定適格につなげるときに、どのように誤解なく消費者に伝えていかれるかということ、相談員協会として相談員に話をしていきたいと思っています。

それともう一つ、今回の制度の課題など、いろいろなお話を伺っていて、結構問題があるということなども分かりました。それとあと、特定適格3団体さんが、消費者庁と消費者委員会に、この制度の問題と申しますか、改善点の意見書を提出したということをお伺いしておりますので、今後、制度の検討が行われることを期待しているというところではあります。

伊藤 大高さん、よろしくお願いします。

大高 今日は本当に勉強になりました。ありがとうございます。先ほどもちょっとメープルリーフ社の事件に関する質問の中に、どのように適正性を確保するのかという話があって、それをお答えしていなかったので補足します。

もちろん日本の制度でこのような和解をしようとするのは訴訟外でやるしかないのですが、当然、消費者庁や他の消費者団体と情報共有をすることになっていますので、そのような他の団体、もしくは消費者庁の目が間接的に光っているというところで、日本の場合は適正性が確保されるのかなというように理解をしております。

感想なのですが、三木先生からもありましたように、まだまだこの新しい訴訟制度はよちよち歩きのところなので、いろいろ創意工夫しながら、被害回復に少しでも貢献ができるように頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

伊藤 大迫さん、よろしくお願いいたします。

大迫 どうも長時間、ありがとうございます。私にとっては、この特例法の裁判について初めて勉強する機会でしたので、大変勉強になりました。ずっと、やむをえずやっている集団訴訟、もうしかたなくやっているという気持ちの方が強いまま、20年間やってきたわけです。ですから、今後もたくさんやりたいとは全然思っておりませんが、どうしてもこのような集団被害が起きてくる中で、やはり最後まで忘れてはならないのは、被害を受けた人を救済するのに一番適している方法で、一番と言っても、ベストはありませんので、常にベターしかできないのですが、よしましに、どのようにしてたくさんの人を救済できるのかというところを考えてやる、ということだと思っております。

今、弁護士の置かれた状況がすごく厳しくなっていて、集団訴訟に関わる弁護士も、手弁当などと言っていられないというような状況もある中で、そういう現実とどう折り合いをつけて、そして最終的には、弁護士が消費者を踏み台にしてしまうよう



なことの無いような集団被害回復、どうすればそれができるのかということを考えて  
続けていきたいと改めて思いました。

伊藤 最後に、三木さん、お願いいたします。

三木 今日のテーマとは少し離れるかもしれませんが、先ほど申し上げたことですが、日本  
の集合訴訟制度は、差止制度にせよ、この被害回復制度にせよ、消費者団体に担い  
手が与えられているわけです。そのような仕組みである以上、消費者団体というも  
のが、きちんと資金的にも、人材的にも基盤がある形でないと、それは、こうした  
仕組み上、うまくワークしないということになります。しかし、わが国の現状から  
すると、これはなかなか難しい話ではあります。日本の消費者が何もせずに、消費  
者団体なり、国なり、あるいは弁護士の手弁当なりでやってくれるという、お任せ  
民主主義のような意識があるように思われます。やはり、これは社会的な意識など  
の問題ですから、それなりに時間をかけて、誰か個人の力で変えられるわけではない  
ですけれども、弁護士会をはじめとする、さまざまな団体が広く意識を変えていく  
必要があります。

日本以外の多くの国では、それができているわけです。消費者団体を、消費者が広  
く薄く支えるという仕組みができております。そうしたものができない限り、どれ  
ほど法制度をいじくっても、制度として十分にワークしないといえますか、あるい  
は少なくとも長続きはしません。

それだけでなく、従来型のやり方であっても、おそらく人々の意識や若者の意識も  
変わってくる中で、今までの手弁当方式などは、いつまでもワークする時代ではな  
いと思うのです。何より、そのような特定の一部の弁護士さんなどの善意といいま  
すか、その犠牲心にすがってやるという制度が、一国の仕組みとしていいわけがあ  
りません。ここで私がこのようなことを言ったからといって、何かが変わるわけ  
はないですが、そのような問題意識を、弁護士会や、いろいろな大きな人が集まる  
組織が広く共有して、そのような空気を、あるいは、何か具体的な仕組みに向けて  
の動きを醸成していくというところが、遠大ではあるけれども、必要不可欠かなと  
いう気がします。理想論のような話で恐縮ですけれども、最後の感想です。

伊藤 長時間、本当にありがとうございました。以上で、パネルディスカッションを終了  
としたいと思います。

洞澤 長時間にわたり、大変お疲れさまでした。最後に、講師、パネリストの皆様、コー  
ディネーターの方々に、いま一度、盛大な拍手をお願いいたします。

ありがとうございました。どうぞ席の方にお戻りください。

.....

## VII 閉会挨拶

洞澤 それでは、今日、長い時間にわたるシンポジウムも、パネルディスカッションまで終えたということで、終わりが近づいてまいりましたが、最後に、日弁連消費者問題対策委員会委員長の黒木和彰より、本セミナーのまとめと閉会のご挨拶をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

黒木 ただいまご紹介いただきました、福岡県弁護士会に所属してまして、今、日弁連の消費者問題対策委員会の委員長をさせていただいております、弁護士の黒木と申します。

本日は、全国で10カ所以上の拠点ともつなげて、夏期セミナーとして、この「集団的消費者被害回復到達点と今後の展望」ということで、シンポジウム、そして基調報告シンポジウムという、大変充実した内容のものをやることができました。

夏期セミナーは、ある意味で、普通の日常的な弁護士業務からちょっと離れた、少しスコープを遠く見てやるという趣旨だったのですが、この集団的消費者被害の回復制度自体は法としてもあるので、スコープはものすごく短いものではないかなと僕は思っていたのですが、今回、最後の三木先生のまとめのおり、非常にこれを支える問題は根が深いというところまで到達できたということ、まず本日の成果としたいと思います。

結局、消費者被害の被害者は、事業者から見たら数字なのですね、初めは。ただ単に売り上げをした人という数字なの。その人たちは、個性がないのです、事業者との関係で。そして、個性がない事業者が初めて自分の被害だと気がつく、そして弁護士なりなんなりという形で回復しようときに名前を取り戻すという過程が、僕たちの中の、いわゆる弁護団方式だと。従来型の弁護団方式は、自分が被害者だという形で、名前を取り戻していく過程なのだと、僕は思っています。

そのような意味で、特定適格とは、一次段階のところでは授権が要りません。従って、そこでは、名前がない、まだ数字のまま、事業者とそのような意味では対等に闘える段階の、一つの独特の訴権。これを訴訟担当と言うのか、任意的訴訟担当と言うのか、固有権と言うのかということは別として、とにかくそのような、今までなかった存在がある。これをまず確認して行って、これを3年後の見直しのときに、今日の議論を踏まえて、どのようなことができるのかということの、非常に貴重な意見交換ができたのではないかと思います。

とりわけ、仮差押えができるということは、まさに個々の被害者だという人たちが、自分の被害に気がつかない段階でも、特定適格は相手方の財産権をホールドすることができるということです、これは、今後ももっと検討を続けていくべきものではないかと思いました。

いずれにしろ、本日の中では、従来型の弁護団方式が社会の変容に伴って変わっていているのだという大迫委員からの発言もあり、また、ずっと立法もやり、そして実務もやっている大高さんの話もあり、そして、三木先生の最後のまとめがあって、非常に充実した

中身ができたのだと思っております。

本日は、本当にこれだけ集まっていただきまして、ありがとうございました。この成果を3年後の見直しの一つの大きな試金石として、やっていきたいと思っております。本日は、どうもありがとうございました。

加藤 黒木さん、ありがとうございました。

これでセミナーの全日程が終了いたしました。本日はセミナーにご参加いただき、皆様、誠にありがとうございました。皆様の来年のお越しを、またお待ち申し上げます。

なお、受付にアンケート回収箱を設置しております。今後の夏期消費者セミナーを開催する際の参考とさせていただきますので、ぜひアンケートにご協力いただきますよう、お願いいたします。

それでは、お忘れ物なきよう、また気をつけてお帰りください。誠にありがとうございました。